



KITAMI SHINKIN REPORT

北見信用金庫の現況

平成26年4月1日▷平成27年3月31日

2015

CONTENTS

●当金庫の概要	1
●ごあいさつ	2
●経営理念・経営方針	3
●法令等遵守体制・リスク管理体制	4
●当金庫における苦情処理措置・ 紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）	5
●反社会的勢力に対する基本方針・ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	6
●事業の概況	7
●健全性について	8
●不良債権の状況	9～10
●地域社会と北見信用金庫	
○当金庫の地域社会活性化への取組みについて	11～12
○平成26年度地域密着型金融の取組みについて	13～16
・ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化	13～15
・事業価値を見極める融資手法をはじめ 中小企業に適した資金供給手法の徹底	15～16
・地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献	16
○地域金融円滑化の取組み	17～18
○お客さま満足度向上の取組み	19
○環境・人に優しい取組み	19～20
○社会的・文化的貢献面での取組み	20
●主な商品のご案内	21～22
●おすすめサービス・手数料	22
●総代会制度	23～26
●役員・組織図	27
●会計監査人	27
●店舗案内・ATM設置案内	28
●資料編	
○貸借対照表／損益計算書／剰余金処分計算書	29～33
○主要な業務の状況を示す指標	34
○預金に関する指標／貸出金等に関する指標	35～37
○有価証券に関する指標／有価証券等の取得価額、時価および評価損益	37～39
○役職員の報酬体系	39
○自己資本の充実の状況について	40～45
○連結に関する事項	46～52
●沿革・歩み・当金庫の主な事業の内容	53
●法令等で定められた開示項目さくいん	54

当金庫の概要（平成27年3月31日現在）



本店▲

名 称	北見信用金庫
本店所在地	北見市大通東1丁目2番地1
創 立	昭和5年11月14日
出 資 金	12億33百万円
会 員 数	26,965人
預 金 量	4,607億49百万円
貸 出 金	2,031億81百万円
店 舗 数	34店舗
常勤役員数	329人

ごあいさつ



皆さまには、平素より北見信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り、心よりお礼申し上げます。

当金庫は、地域金融機関として地域社会の発展・繁栄にたゆまぬ努力を重ね、地元の皆さまとともに歩んで参りました。

おかげさまで今日がありますのも、ひとえに皆さまからの温かいご支援の賜ものと深く感謝しております。

さて、平成26年度のわが国の経済は、昨年4月の消費税率引上げの影響を受け、上下双方向に振れながら推移しました。消費税率引上げ後の下振れが特に大きかったことを受けた追加金融緩和に加え、衆議院の解散総選挙や消費税増税の延期などもあり、政治・経済情勢の変化が大きい1年となりました。

金融界をみますと、金融緩和により実質金利は低下し、貸出残高は緩やかな増加傾向となって、サービス付き高齢者住宅や再生可能エネルギー分野などに旺盛な資金需要がみられました。

海外情勢に目を転じますと、米国では堅実な景気回復・量的金融緩和終了により、今後のゼロ金利政策の解除に注目が集まっています。適切な利上げにより米国内の景気回復が加速し、世界経済をリードしていくことが期待されますが、その反面で過度な円安や新興国からの資金流出・景気減速を招く懸念もあります。また、欧州における債務問題のくすぶり、ウクライナや中東などにおける地政学リスクも存在しており、世界経済は不透明感を増しているところです。

一方、管内においては、引き続き公共投資が増加したこともあり建設・土木関連業界においては活況となりましたが、工事量増加に伴う人手不足、円安や需給逼迫に伴う資材価格高騰といった課題も生じています。個人消費においては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減がみられましたが、夏場以降は緩やかに持ち直している状況です。こうした中、当地方の基幹産業である農業・漁業においては、産出額や生産額、所得は高い水準を維持しており、地域経済の下支えとなっていることから、今後も地域経済は順調に推移していくものと推測しております。

金融環境が激しく変化する中で、お取引先の皆さまに北見信用金庫の経営状況を十分にご理解いただきたく、「北見信用金庫の現況2015」を作成いたしました。

これからもより一層の経営体質の強化を図り、地域経済発展にさらなる貢献ができるよう、役職員一丸となって取組んで参ります。

なにとぞ今後とも格別のご愛顧、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成27年7月

理事長 太布 康洋

経営理念・経営方針

〔経営理念〕

当金庫が昭和5年(1930年)の創立以来、85年の歴史を通じて一貫して持ち続けてきたことは、「地域の皆さまとともに歩み、地域社会の発展・繁栄に貢献する」ということであります。

この「地域社会との共生」という理念を強く認識し、協同組織金融機関としての社会的役割を果たすべく業務に邁進してきた結果、皆さまからの『信用』というかけがえのない財産を築くことができたものと確信しております。

今後も当金庫が地域金融機関として社会に貢献していくためにすべきことは、信用金庫経営の不変の原点である「地域社会との共生」と「中小規模企業の支援、育成」の姿勢と信念を常に持ち続け、地域の発展・繁栄を願う皆さまとともに、「使命共同体」というかたちで地域に根差し、価値のある金融機関として役割を果たしていくことであると認識いたしております。

北見信用金庫は、『信用』という大きな財産を基礎に、激変する時代に適応する地域金融機関として、更なる健全経営に邁進してまいります。

新3ヵ年経営計画

“きたしん ADVANCE to CENTURY”

～金庫100年に向かって、さらなる経営基盤の強化と活力ある地域創生～

平成27年4月～平成30年3月

計画理念

「地域金融機関として地域の発展にいかに関与するか、常に考え行動することが、当金庫に課せられた使命である。我々北見信用金庫人の夢とは、取引先の夢を実現することである。取引先企業の夢とは、創業そして永続的發展であり、個人においてはライフステージそれぞれにおけるニーズである。そして、これにコミット(かわり合う)するのが我々の夢である。

この夢を単なる夢に終わらせることなく、実現に向けて全役職員が価値観を共有し、チャレンジしていくこととする。」

基本方針

地域社会の活性化、持続的発展可能な地域づくりへの貢献

課題解決型金融の強化

永続性ある経営の確立

キーワード 「近くて便利」「きめ細やかで親切」「長期的信頼関係」

重点施策

①コンプライアンス態勢の強化

- (1)経営陣によるコンプライアンス態勢推進強化
- (2)コンプライアンス風土の醸成強化
- (3)コンプライアンス違反防止の強化
- (4)金融犯罪等の防止策の確実な実施
- (5)公益通報制度の充実
- (6)顧客保護管理の充実
- (7)金融法務部門の充実・強化

②内部管理態勢の強化

- (1)統合的リスク管理に基づく内部リスクの洗出しと改善策の策定
- (2)統合的リスク管理のPDCA態勢の確立
- (3)本部各部室の連携強化
- (4)防犯・防災態勢整備
- (5)実効性のある自店内検査
- (6)苦情・相談等に対する対応強化

③経営力の強化

- (1)コーポレートガバナンスの強化
- (2)収益力の強化
- (3)営業基盤の強化
- (4)営業力強化
- (5)リスク管理の強化
- (6)業務合理化の組織的対応
- (7)ITの戦略的活用
- (8)CSR経営
- (9)主計・経理部門の充実

④人材の育成・活用

- (1)人材の育成
- (2)人材の活用
- (3)信用金庫人としての倫理観の高揚
- (4)金庫内のコミュニケーション活性化

⑤課題解決型金融の強化

- (1)顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮
- (2)地域の面的再生への積極的な参画
- (3)地域や利用者に対する積極的な情報発信
- (4)高齢者や障がい者の方々への対応
- (5)職域営業の強化
- (6)地域密着型金融のための態勢整備
- (7)事業価値を見極める融資手法、中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (8)金融円滑化への対応継続

お客さまへの六つの誓い

- ①「お客さまに笑顔で接します。」
- ②「お客さまの身になって、しっかりと気配りします。」
- ③「お客さまに正確な情報をご提供します。」
- ④「お客さまのお話をしっかりと聴きます。」
- ⑤「お客さまに十分ご理解いただけるよう、わかりやすく説明します。」
- ⑥「最後まで責任を持って、お客さまに接します。」

法令等遵守体制・リスク管理体制

法令等遵守の体制

地域金融の中心的役割を担う信用金庫は、その役割の重要性から、企業として社会的規範を逸脱するような事業活動を慎み、良識ある経営体制を堅持する社会的責任を負っています。

一般的にコンプライアンスとは法令等遵守のことをいいますが、各種法令等を遵守することはもとより、金融機関として高い倫理観に基づく社会的ルールの遵守も求められ、そのことが地域金融機関としての社会的責任を果たすことにもつながります。

当金庫では倫理法令遵守体制における「基本方針」および「信用金庫行動綱領」を掲げ、理事会で策定された「コンプライアンス

プログラム」「コンプライアンス・マニュアル」を全ての業務運営上の柱とし、倫理法令遵守体制の確立を図っております。

また、コンプライアンス体制の推進と実効性を確保する機関として、理事会に直結した「コンプライアンス委員会」を設置し、それを統括する専門担当部署を設置しております。

体制強化の施策としては、役員も含めた全職員の階層別研修や部店内定期勉強会開催、コンプライアンス関係各種認定試験への参加の他、コンプライアンス統括部署が定期的に各本店に赴いて個別指導等を行っております。

リスク管理の体制

当金庫は金庫の業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備を定めた「内部管理基本方針」を策定しております。

リスク管理の高度化が求められる中、この「内部管理基本方針」に基づき「統合的リスク管理態勢」を策定し統合的リスク管理の基本フレーム(基本方針)および運用体制を定めております。

さらに、「統合的リスク管理規程」において管理対象リスク、管理体制、要領・権限、リスク限度枠、新たなリスクの対応、管理不可能なリスクが存在する場合の対応、報告体制を定めております。

リスクに見合った十分な自己資本の確保、および正確な自己資本比率算定のための体制整備を行っております。

リスクカテゴリー毎の管理は以下のとおりです。

●信用リスク管理

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスク」のことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持管理するため、「クレジットポリシー」に基づく厳格な審査体制を構築、貸出審査の独立性を確保しております。

さらに貸出審査能力の向上や、経営改善支援活動を通じたお取引先の経営内容の改善に取組み、信用リスクの軽減を図っております。

貸出以外の運用資産についても、格付けの把握やリスク分散等の対応を行っております。

また、資産の正確な自己査定を行うための体制整備を行っております。

●市場リスク管理

市場リスクとは金利、為替、株式等のさまざまな市場の動きにより、資産(貸出、有価証券など)・負債(預金など)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクで「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」からなります。

方針・規程に基づき市場リスクの特定・評価、モニタリング、検証・見直しに努めております。

また、常勤理事および本部長によって構成される「金利調整委員会」を設置しており、資産・負債の総合管理(ALM)を協議しております。

さらに、「金利調整委員会」の下部組織として作業部門の「ALM小委員会」を設置し、これらの諸リスクに適切に対応できるよう管理手法の向上に努めております。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化するリスク、あるいは、不利な条件での資金の確保を余儀なくされるリスクのことです。

方針・規程に基づき流動性リスクの特定・評価、モニタリング、コントロールおよび削減、検証・見直しに努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「金庫業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」のことで、さらに以下のサブカテゴリーに分け管理しております。

- | | | |
|----------|--------|----------|
| ●事務リスク | ●法務リスク | ●有形資産リスク |
| ●システムリスク | ●人的リスク | ●風評リスク |

●利益相反管理

利益相反管理とは、金融機関とお客さまとの取引において、お客さまの利益が不当に害される恐れがないかどうかを管理することを行います。

当金庫は管理方針並びに関係規程を定め、所管部を設置し、お客さまの利益を保護する態勢を整備しております。

業務継続基本計画(BCP)

自然災害、突発的事故等、当金庫の業務継続が困難となる危機の発生時において、顧客・役職員の安全確保および2次災害の防止に努めつつ、優先的に継続すべき重要な業務の継続を図ることを目的に「業務継続基本計画(BCP)」を策定し対応するとともに、適宜訓練を実施しております。

さらに、以下のサブマニュアルを別に定め、体制整備を図っております。

- ・流動性危機管理対応マニュアル
- ・強毒性伝染病(強毒性新型インフルエンザ等)対応マニュアル
- ・個人情報漏えい事故対応マニュアル

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」といいます。）を営業店またはリスク管理部 お客様の声を聞く課で受付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお電話、お手紙、ご来店等でお申し出ください。

北見信用金庫 リスク管理部 お客様の声を聞く課

郵便番号：090-8711

住 所：北海道北見市大通東1丁目2番地1

電 話：0120-277-665

受付時間：午前9時から午後5時（月～金：祝日、年末・年始を除く）

※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、またはお客様との取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 北見信用金庫のほか、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人 北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受付けています。詳しくは上記リスク管理部 お客様の声を聞く課にご相談ください。

名 称	住 所	電話番号	受付日・時間
全国しんきん相談所 （一般社団法人 全国信用金庫協会）	〒103-0028 東京都中央区 八重洲1-3-7	03-3517-5825	午前9時から午後5時 （月～金：祝日、年末・年始を除く）
北海道地区しんきん相談所 （一般社団法人 北海道信用金庫協会）	〒060-0005 札幌市中央区 北5条西5-2-5	011-221-3273	午前9時から午後5時 （月～金：祝日、年末・年始を除く）

5. 札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センター、もしくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク管理部 お客様の声を聞く課または上記しんきん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	住 所	電話番号	受付日・時間
札幌弁護士会 紛争解決センター	〒060-0001 札幌市中央区 北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内	011-251-7730	月～金 （祝日、年末・年始除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター		03-3581-0031	月～金 （祝日、年末・年始除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3595-8588	月～金 （祝日、年末・年始除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター		03-3581-2249	月～金 （祝日、年末・年始除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の①、②の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または北見信用金庫リスク管理部 お客様の声を聞く課にお尋ねいただくか、各ホームページをご覧ください。

①現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

②移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

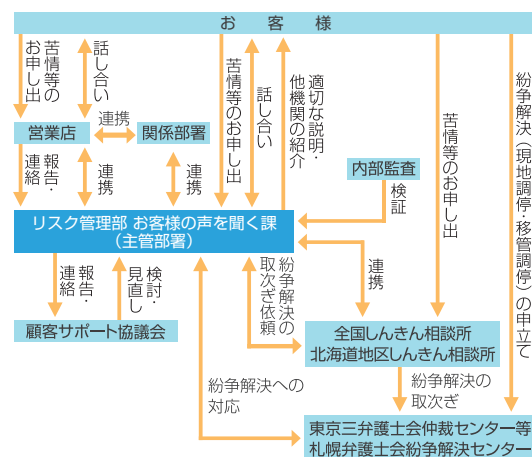
7. 北見信用金庫の苦情等の対応

北見信用金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度（※）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって北見信用金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

※金融ADR(Alternative Dispute Resolution) 制度とは

お客様との金融トラブルを裁判によらずに当事者間の合意により解決していこうとする制度。「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により定められました（2009年6月24日公布、行為規制について2010年10月1日施行）。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、リスク管理部 お客様の声を聞く課がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびリスク管理部 お客様の声を聞く課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明をリスク管理部 お客様の声を聞く課から行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、会議・研修等により金庫内に周知・徹底いたします。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 北見信用金庫の苦情等への取組み体制



反社会的勢力に対する基本方針・個人情報保護宣言

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

平成17年4月1日
北見信用金庫

1 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関での借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

○お客様の個人情報

- ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。お客様ご本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

[利用目的]

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
- ②法令等に基づく本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的な利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため

[法令等による利用目的の限定]

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

※上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(URL: <http://www.shinkin.co.jp/kitamai/>)

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様からの中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、後記【個人情報に関する質問・苦情等窓口】までお申出ください。

3 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう、定期的および随時の点検に努めます。

4 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

○お客様ご本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答え致します。なお、次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合には、その旨、理由を付記してご通知申し上げます。

[不開示事由]

- 所定の開示請求依頼書に記載されている住所と本人確認のための書類に記載されている住所および当金庫の登録住所が一致しないときなど、ご本人が確認できない場合
- 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- 所定の開示請求依頼書書類に不備があった場合
- 開示請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 当金庫業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 他の法令に違反することとなる場合

○お客様ご本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加または削除、利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

○お客様からの個人情報の開示等のご請求につきましては、所定の手数料をお支払いいただきます。また、不開示の場合も所定の手数料をいただきます。

○開示請求にともない取得した個人情報は、開示請求に必要な範囲のみで取扱うものとします。提出いただいた書類は、開示請求に対する回答が終了した後、2年間保存し、その後廃棄させていただきます。

○以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫所定の手続によりお答え致しますので、下記【個人情報に関する質問・苦情等窓口】までお申し出下さい。

5 個人情報の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

万一、個人データの漏えい等があった場合には、監督当局への報告、漏えい等の事実関係および再発防止策の公表、漏えい等の対象となったご本人への事実関係の通知等の措置を講じます。※ホームページに関する安全管理措置につきましては、当金庫のホームページに掲載の「個人情報保護宣言」をご覧ください。

6 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7 個人情報保護に関する質問・苦情等の申立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情等の申立てにつきましては、下記【個人情報に関する質問・苦情等窓口】までご連絡下さい。

【個人情報に関する質問・苦情等窓口】

北見信用金庫 本・支店窓口および「お客様の声を聞く課」
住所：〒090-8711 北見市大通東1丁目2番地1
電話番号：(0120) 277-665
FAX：(0157) 25-0805
受付：月曜日～金曜日（金融機関休業日を除く）
午前9時～午後5時

事業の概況

平成26年度の事業の方針

本年度は、「長期3カ年経営計画“きたしん チャレンジ・パワーアップⅢ”」の最終年度として、地域金融機関としての使命を強く認識し、積極的に業務を展開しました。

「お取引先の夢を実現する」を基本理念とし、経営戦略の中核に「地域社会の活性化、持続的発展可能な地域づくりへの貢献」、「課題解決型金融の強化」、「永続性のある経営の確立」を掲げ、これを実現するための重点施策を①コンプライアンス態勢の強化、②内部管理態勢の強化、③課題解決型金融の強化、④経営力の強化、⑤人材の育成として、お客さまや地域の期待・信頼に応えるよう全役職員が真剣に取り組めました。

業績

調達面では、年金受給・給与振込の口座指定推進をはじめとした集まる預金の獲得に注力し、安定した資金の吸収に努めました。一方、運用の柱である融資面は、先行きに対する不透明感から企業の資金需要が低調な中、成長分野である太陽光発電システムや高齢者向け施設への積極的な支援を実施するとともに、各店舗の地域性店質に応じた戦略的役割と目標を設定することで、画一的・大口偏重ではない、お客さまのニーズに合致した資金供給に取組みました。併せて事業承継支援、専門家派遣、ビジネスマッチング、各種補助金申請支援といった、お客さまのライフステージや課題に即した経営改善支援活動に取組み、コンサルティング機能の発揮に努めました。

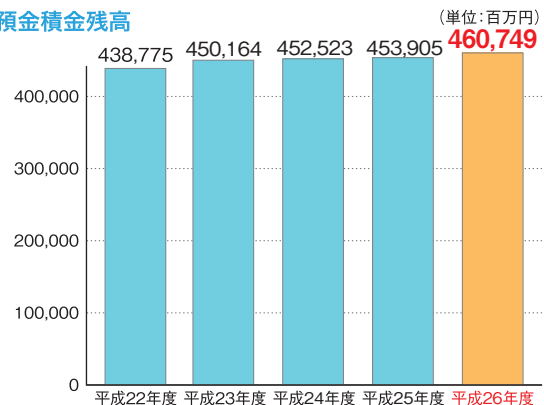
このような活動の結果、お客さまのご支持により、期末現在の預金は4,607億49百万円、貸出金は2,031億81百万円となりました。

収支につきましては、厳しい経済環境下にて貸出金利競争が激化したことで預貸金利差が縮小し、また、運用市場においても低金利局面が継続したことから有価証券運用利回りも低下しましたが、危機意識をもって一層のコスト削減等業務運営にあたった結果、経常利益17億34百万円、当期純利益11億70百万円となりました。

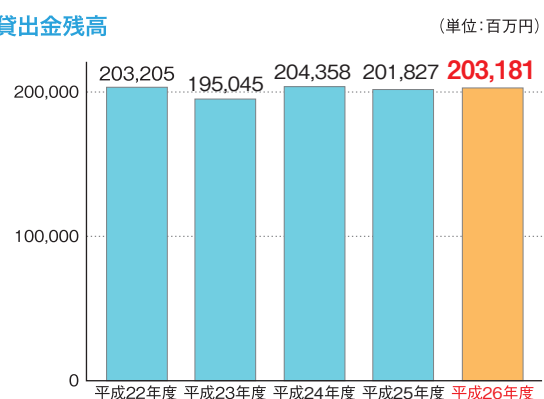
自己資本比率につきましては23.57%と高い水準を維持しております。

出資金については年5%配当を実施いたしました。

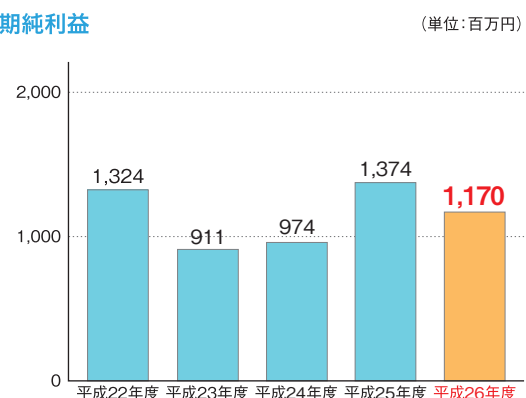
■預金積金残高



■貸出金残高



■当期純利益



■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	8,547	7,792	7,874	7,487	7,659
経常利益	2,021	1,438	1,653	1,895	1,734
当期純利益	1,324	911	974	1,374	1,170
出資総額	1,246	1,244	1,241	1,240	1,233
出資総口数(千口)	24,920	24,889	24,839	24,808	24,667
純資産額	37,776	38,531	40,403	41,447	42,631
総資産額	480,307	491,592	496,100	497,881	505,820
預金積金残高	438,775	450,164	452,523	453,905	460,749
貸出金残高	203,205	195,045	204,358	201,827	203,181
有価証券残高	159,339	181,610	178,328	179,002	176,532
単体自己資本比率(%)	23.60	23.52	23.22	23.24	23.57
出資に対する配当金(1口50円当たり)	3円	2円50銭	2円50銭	2円50銭	2円50銭
役員数(人)	16	16	16	16	16
うち常勤役員数(人)	9	9	9	9	9
職員数(人)	359	341	342	336	320
会員数(人)	27,532	27,296	27,120	27,061	26,965

(注)「貸倒引当金戻入益」、「償却債権取立益」及び「その他の特別利益」のうち引当金戻入益に係るものは、従来「特別利益」に計上していましたが、平成23年度より「経常収益」に計上しているため、平成22年度より当該変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

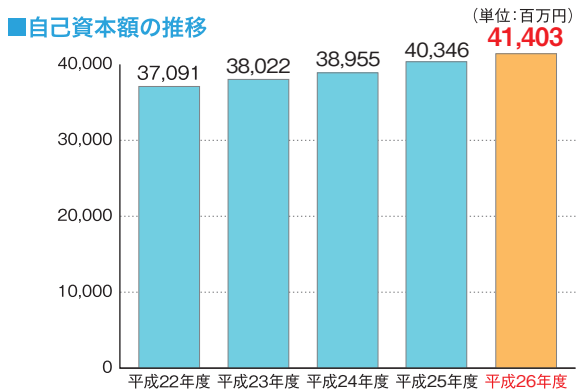
健全性について

安心の証 自己資本額414億円

自己資本とは、過去の利益の積上げや出資金のことです。貸出などの資産が不良化、回収不能となり損失が発生した場合、利益や自己資本で穴埋めすることになります。ですから、自己資本の額が大きいということは、経営が安定しているということになります。

当金庫の自己資本額は平成26年度末で414億03百万円となっており、このことから健全な経営体質であることがお分かりいただけます。

自己資本額の推移



この中で、出資金以外の自己資本(401億70百万円)は過去の利益を積み上げてきたものです。利益の蓄積が多いということは、これまでの堅実な経営の証ともいえます。

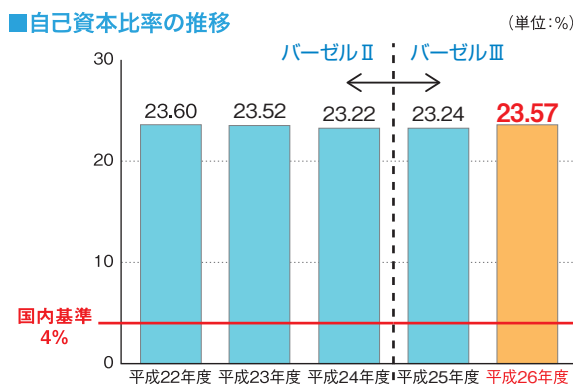
自己資本額(41,403百万円)は、会員勘定(40,897百万円)に金融庁告示に定める項目を加減して算出します。

自己資本比率の状況

自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回っており、高い水準にあります。

自己資本の充実の程度を比率で表したものが「自己資本比率」です。

日本国内のみで営業を行う金融機関については、その健全性を確保するために、4%以上の自己資本比率(国内基準)が求められています。当金庫の平成26年度末の自己資本比率は**23.57%**で、国内基準である4%を大きく上回っており、高い水準を維持しております。このことから、北見しんきんが『安心して取引できる』金融機関であることがお分かりいただけると思います。



自己資本比率の算出

金融機関の保有する資産ごとに、損失の発生する度合いに応じた掛率(リスクウェイト)を乗じて算出したものを、リスクアセットといいます。

自己資本比率はリスクアセットに対する自己資本の割合ですので、一般的には、この比率が高いほど不時への備えが厚く健全性も高いといえます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}(41,403\text{百万円})}{\text{リスクアセット等}(175,640\text{百万円})} \times 100$$

(23.57%)

(一般の事業会社の自己資本比率とは算出方法が異なります。)

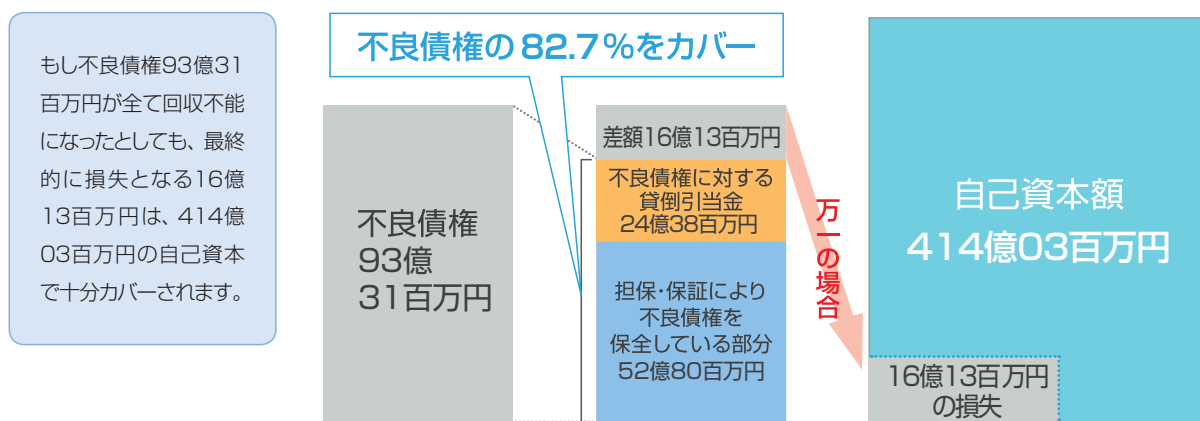
不良債権の状況

不良債権とは利息や元金が返済されなくなる（回収不能となる）可能性の高い貸出金等（＝債権）のことです。返済されない貸出金等は、最終的には損失となって、金融機関の利益や自己資本で穴埋めされることとなり、不良債権の増加は金融機関の体力を弱める原因となります。

北見しんきんの平成26年度末における不良債権の合計額は93億31百万円となっており、開示債権全体の4.5%です。このうち、担保・保証や※貸倒引当金で82.7%が保全されております。

※貸倒引当金＝不良債権による損失を見込んで、それに充当するために準備しておくお金のことです。すでに損失として計上しております。

貸借対照表上の個別貸倒引当金の金額は右の表「金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況」の「破産更生債権及びこれに準ずる債権」と「危険債権」の貸倒引当金の合計額です。



金融再生法開示債権とリスク管理債権の対象の違い

～ 2通りの不良債権開示が義務付けられております。～

金融再生法…貸出金及び貸出金に準ずる債権

(貸付有価証券、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、債務保証見返、私募債)

リスク管理債権…貸出金 (割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越)

自己査定結果と金融再生法開示債権とリスク管理債権の関係

(金額は平成27年3月末、単位：百万円)

自己査定結果による 債務者区分毎債権額	金融再生法開示債権		リスク管理債権
	貸出金	その他	貸出金
破綻先 234	破産更生債権及び これらに準ずる債権 1,418		破綻先債権 225
実質破綻先 1,183			
破綻懸念先 5,922	危険債権 5,922		延滞債権 7,092
要注意先	要管理債権 1,990		3ヵ月以上延滞債権 –
正常先	正常債権		貸出条件緩和債権 1,990

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (%) (b) / (a)	引当率 (%) (d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	平成25年度	8,012	7,120	4,862	2,257	88.8	71.6
	平成26年度	9,331	7,718	5,280	2,438	82.7	60.1
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成25年度	1,775	806	969	100.0	100.0
	平成26年度	1,418	1,418	631	786	100.0	100.0
	危険債権	平成25年度	4,928	4,691	3,560	95.2	82.7
	平成26年度	5,922	5,559	3,982	1,577	93.8	81.2
	要管理債権	平成25年度	1,308	652	495	49.8	19.3
	平成26年度	1,990	741	666	74	37.2	5.6
	正常債権	平成25年度	195,407				
	平成26年度	195,428					
合 計	平成25年度	203,419					
	平成26年度	204,759					

【項目の説明】

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / A
破綻先債権	平成25年度	273	118	155	100.0
	平成26年度	225	85	140	100.0
延滞債権	平成25年度	6,395	4,217	1,941	96.3
	平成26年度	7,092	4,511	2,217	94.8
3ヵ月以上延滞債権	平成25年度	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成25年度	1,308	495	157	49.8
	平成26年度	1,990	666	74	37.2
合 計	平成25年度	7,978	4,831	2,254	88.8
	平成26年度	9,308	5,262	2,432	82.6

【項目の説明】

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再生又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再生又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

地域社会と北見信用金庫

～これまでも、これからも、地域とともに。～

当金庫の
地域社会活性化への
取組みについて

当金庫は、北海道東部地域を事業区域として、地域の中小企業や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

地域のお客さま・会員の皆さま

出資金
預金積金

預金積金残高

4,607億49百万円

北見しんきん

常勤役職員数:329人 店舗数:34店舗

貸出金

貸出金以外の資金運用

地域でお預かりした大切な資金は

個人向け(消費性)資金

当金庫では、個人のお客さまの豊かな暮らしのお手伝いとして、ニーズに合わせた各種ローンを揃えています。お取引に応じた金利引下げも取扱っております。

住宅ローン残高 …… 192億71百万円

消費者ローン等残高 …… 50億97百万円

貸出金以外の運用について

お預かりした資金はご融資による運用の他に有価証券等で運用しています。運用については安全性第一を心がけております。

有価証券残高 1,765億32百万円

(うち北海道債:51億72百万円)

また、長期固定資金調達と調達手段の多様化のお役に立とうと、お客さまの私募債の発行、引き受けに取組んでおります。

総合的な経営支援の強化のための組織的な対応

地域経済に貢献するため、当金庫では地域の中小企業の業績向上を目的とした専任部署「金融総合支援課」(3名体制、全員が中小企業診断士)を設置し、営業店と一体となってお取引先企業、個人のお客さまへの総合的な経営支援や金融円滑化対応活動を展開しております。

地域金融円滑化の取組み(17ページ)

当金庫は地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため「地域金融円滑化のための基本方針」を策定し、本支店に金融円滑化相談窓口を設置しております。

お取引先のネットワーク

各営業地区毎に、事業者の皆さまを中心とした「しんきん会(11組織、約1,400名)」があり、会員間の交流をしております。

ガバナンスの向

出資総額 **12億33百万円** 会員数 **26,965人**

(※各計数は平成27年3月末現在)

皆さまからお預かりした大切な預金は、資金を必要とされている方々にご融資し、地域の暮らしや経済のお手伝いをさせていただいております。

今期の決算状況

当期純利益：**11億70百万円**
自己資本額：**414億03百万円**
自己資本比率：**23.57%**

地域に還元 貸出金残高 **2,031億81百万円** 預金積金に占める貸出金の割合 **44.09%**

事業性資金

当金庫は事業者の皆さまが必要とする資金を、その使途や性格に合わせて、各種形態でご融資しております。

設備資金 **492億46百万円**
運転資金 **833億33百万円**

代理貸付も取扱っております。

地方公共団体

地方公共団体への貸出を通じ、財政安定に寄与しております。また、8市町村(北見市、訓子府町、津別町、置戸町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村)の指定金融機関となっております。

地方公共団体向け貸出残高...**434億26百万円**
先数20団体(北海道含む)

企業の社会的責任

地域密着型金融(13ページ)

〈ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化〉

●取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

〈事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底〉

●不動産担保、個人保証に過度に依存しない事業者向け融資
●制度融資の活用

〈地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献〉

●中小企業への支援ネットワークの活用 ●本店の休日営業

お客さま満足度向上の取組み(19ページ)

●年金相談 ●お客様の声を聞く課 ●本店貸金庫の休日営業
●情報の提供 ●振り込み詐欺防止の取組み

環境・人に優しい取組み(19ページ)

●環境配慮型商品 ●太陽光発電 ●車椅子用トイレの設置
●LED使用 ●ベビールームの設置 ●ダブルスキン
●地中熱ヒートポンプシステム
●目のご不自由な方にご利用いただけるATM
●新しいコンセプトの通帳

人材の育成

地域の皆さまへのサービス向上のため、職員の資質向上を図り、事業や資産運用のパートナーとしてのレベルアップに努めております。

●中小企業診断士(7名) ●社会保険労務士有資格者(2名)
●宅地建物取引主任者試験合格者(6名)
●FP(89名)、FA(96名)
●日本政策金融公庫農業経営アドバイザー試験合格者(2名)

経済諸団体への関わり

地域の諸団体での活動を通じ、地域経済と深く関わっています。

(商工会議所、商工会、法人会、経営者協会、観光協会、企業誘致推進協議会、産学官金連携関連、産業振興関連、異業種交流会他多数)

社会的・文化的貢献面での取組み(20ページ)

地域社会の一員として金融面にとどまらず、地域のイベントやボランティア活動に積極的に取組んでいます。

●講演会の開催 ●一店舗一貢献活動
●北見しんきん杯争奪少年野球大会 ●地域イベント・まつりへの参加
●献血

上、コンプライアンス態勢の強化、内部管理態勢の強化

地域社会と北見信用金庫

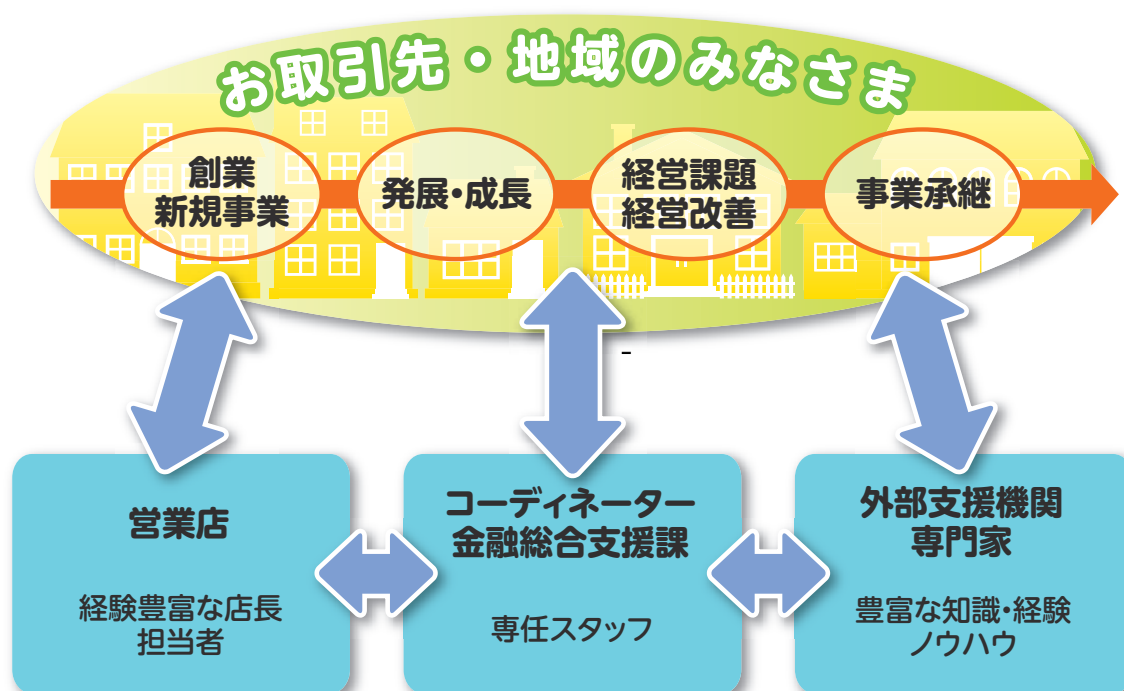
平成26年度地域密着型金融の取組みについて

当金庫は「地域社会の活性化」という大命題の実現とそのため持続的発展可能な地域づくりへの貢献が使命であるという認識の下、平成26年度は地域密着型金融について次のような項目に重点的に取組みました。

ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

■取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

地域経済が疲弊する中、地域経済を活性化させるためには中小企業者への支援強化が不可欠となります。当金庫では、営業店が窓口となり、業務部金融総合支援課がお客さまと支援機関・専門家を繋ぐコーディネーターとしての役割を担い、お客さまが抱える様々な経営課題に対する相談会および具体的な支援を展開しています。



支援メニュー

- 事業診断や決算書診断による経営課題の抽出、解決提案
- 短期、長期経営計画書の策定支援
- 経営計画に基づく実績モニタリングの実施
- キャッシュフロー経営に基づく金融円滑化支援
- 経営、財産両面にわたる事業承継支援
- 様々な経営課題解決のための専門家派遣
- ビジネスマッチング等、販路拡大支援
- 補助金、助成金の情報提供、申請支援

●創業・新規事業開拓支援活動

新規開業者および法人向けのご融資である「きたしんチャレンジサポート」を通じ、金融総合支援課スタッフ（中小企業診断士）が創業計画策定のお手伝いや各種アドバイスをさせていただくことで、創業支援に取り組んでいます。

平成26年度は、3件の取扱いがありました。

また、創業および新規事業に関する補助金申請にあたり、「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等認定支援機関として申請書策定支援に取り組んでいます。

平成26年度は、2社が採択となりました。

●成長段階における支援活動

◇販路拡大への取組み

中小企業にとって売上拡大は大きな経営課題といえます。

金融総合支援課では、中小企業者の販路拡大支援事業である各種ビジネスマッチング展への出展支援を通して、中小企業者の成長を応援しています。

具体的な取組みとして、平成26年度はバイヤー10社、出展企業22社による個別商談会『卸売キャラバン隊商談会 in 北見』に共催参加し、お取引先企業8社の出展支援を行いました。その他、お取引先企業8社の商談会・販売会への出展支援を行いました。



◇各種補助金、助成金支援への取組み

日本経済再生に向けた緊急経済対策として、様々な補助制度が実施されています。北見信用金庫では、経営革新等認定支援機関として中小企業の補助金申請支援に取り組んでいます。

また、様々な補助金および助成金についての情報提供を行っています。

平成26年度は「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金」に15社、創業促進補助金に2社が採択となりました。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援活動

◇専門家派遣の取組み

中小企業が抱える様々な経営課題を的確に解決するためには、その分野で優れた知識や豊富な経験を有する専門家による現状分析や具体的なアドバイスが最も効果的です。

金融総合支援課では、北海道経済産業局による中小企業・小規模事業ビジネス創造等支援事業や、北海道よろず支援拠点等を活用した専門家派遣事業に取り組んだ結果、平成26年度は21回の専門家派遣を実施しました。

具体的な取組みとしては、経営戦略、経営管理、新事業展開、労務管理、農業経営、知的財産権等への専門家派遣を実施しました。



●経営改善支援活動

平成26年度の経営サポート先は、金融総合支援課主導先14先と営業主導先49先の計63先に対し重点的に取り組みました。

■平成26年度の活動実績

(単位：先数)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先 α	α のうち 期末に債務者区分が ランクアップした先 β	α のうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先 γ	α のうち 再生計画を 策定した先 δ	経営改善支援 取組み率 $=\alpha/A$	ランクアップ 率 $=\beta/\alpha$	再生計画 策定率 $=\delta/\alpha$
正常先 ①	1,977	1		1	1	0.05%		100.00%
要注意先 うちその要注意先②	1,959	55	5	42	55	2.81%	9.09%	100.00%
うち要管理先③	23	6	1	5	6	26.09%	16.67%	100.00%
破綻懸念先④	327	1	0	1	1	0.31%	0.00%	100.00%
実質破綻先⑤	123	0	0	0	0	0.00%	—	—
破綻先⑥	34	0	0	0	0	0.00%	—	—
小 計 (②～⑥の計)	2,466	62	6	48	62	2.51%	9.68%	100.00%
合 計	4,443	63	6	49	63	1.42%	9.52%	100.00%

地域社会と北見信用金庫

●事業承継支援活動

中小企業が経営を持続的に発展させていく過程において、必ず取組まなければならない大きな経営課題の1つが事業承継です。

事業承継には経営の承継と財産の承継の両面があり、後継者へ円滑に承継するためには、総合的な知識や豊富な経験を有する専門家によるアドバイスが必要となるケースが多くなっています。

最近では、後継者がいないため、後継者育成や事業譲渡等の対策が必要なケースが多くなっています。

北見信用金庫では事業承継実行支援コンサルティングの豊富な経験を持つ専門家によって設立された「有限責任事業組合北海道事業承継センター」と業務提携し、積極的に事業承継支援に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、事業承継セミナーを3ヶ所で開催し83名が参加しました。また、個別相談会を42社、平成21年度からの累計191社に対して実施しました。さらに、有限責任事業組合北海道事業承継センターが実施する、長期・継続して具体的支援を行う「実行支援」への仲介を実施しました。



事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

■制度融資の活用

当金庫は産業の振興を図るためのご融資を通じ、地域社会活性化のお役に立とうと取組んでおります。お客さまが必要とする資金を、その使途や目的に合った形態でご融資しておりますが、低金利のメリットがある制度融資を有効活用するケースも多く、ここに一部を掲載いたします。

(平成27年3月31日現在)

■北海道の制度融資

資金名	資金の目的	取扱い実績
経営安定化資金	事業活動の維持安定に必要な融資の円滑化を図る。	1,278件 92億88百万円
うちセーフティネット貸付	取引先の倒産等により支障を生じた経営の安定を図る。	288件 34億46百万円
事業活性化資金	創業・事業拡大・事業革新等を図る。	127件 8億94百万円
経済対策特別資金	景気の低迷等により支障を生じた経営の安定を図る。	14件 1億56百万円

■北見市の事業者向け制度融資

資金名	資金の目的	取扱い実績
中小企業融資制度	中小企業等の金融の円滑化を図る。	376件 28億52百万円
うち経営安定革新資金	経済情勢の変動、災害等、突発的事由により事業の継続が困難な状況にある中小企業者等の経営基盤の安定を図る。	117件 5億56百万円
うち起業化・新分野進出支援資金	独立開業や新分野に進出する中小事業者等の育成振興を図る。	4件 13百万円
うち工業等振興促進資金	製造業者等の生産基盤の強化、改善を図る。	3件 15百万円
うち経営体質強化特別資金	中小企業の企業体質を強化するとともに、設備投資の拡大や雇用の受け皿としての中小企業の機能の向上と経営基盤の強化を図る。	75件 8億61百万円

■上記を含め、各自治体の各種制度融資を取り扱っております。

自治体名	取扱い実績	自治体名	取扱い実績	自治体名	取扱い実績
北見市	35億11百万円	帯広市	8億97百万円	名寄市	1億00百万円
訓子府町	77百万円	釧路市	4億30百万円	北海道	115億65百万円
津別町	60百万円	紋別市	2億34百万円	その他	66百万円
置戸町	51百万円	雄武町	2億35百万円		
美幌町	3億34百万円	旭川市	5億01百万円	総取扱高	180億68百万円

■不動産担保、個人保証に過度に依存しない事業者向け融資として以下の商品を開発、推進しております。

エクセレント

無担保第三者保証不要の当座貸越

平成27年3月末**384**先、取扱残高**176**億円

きたしん・アグリサポート

当地区の基幹産業の一つである農業の振興を通じた地域活性化を目的とした不動産担保、第三者保証不要の営農資金

平成27年3月末**29**先、取扱残高**92**百万円

地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

■中小企業への支援ネットワークの活用

中小企業の経営支援のために国や北海道等が展開している中小企業支援事業を活用しています。

●中小企業基盤整備機構北海道本部と業務連携・協力に関する覚書を締結

当金庫は中小企業基盤整備機構北海道本部と業務連携・協力に関する覚書を締結しております。

中小企業への支援、ベンチャー企業の育成や中小企業支援の情報交換の分野で業務連携・協力し、包括的に中小企業支援の促進、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

●日本政策金融公庫北見支店と、創業支援等での業務提携・協力に関する覚書を締結

当金庫は日本政策金融公庫北見支店と、創業分野等での連携を進めていくにあたり、業務連携・協力に関する覚書を締結しております。創業期（創業前～創業後）にあるお客さまを中心に、創業資金の協調融資や経営面のサポートを行うことで、認定経営革新等支援機関として創業支援に力を入れている当金庫と、全国で多数の創業融資を手がけている日本政策金融公庫が、相互にノウハウ等を補完・共有し、お客さまに質の高いサービスを連携して提供することを目的としております。

●国立大学法人北見工業大学と包括連携

産学官金の連携を通して相互の発展に寄与するとともに、地域経済の一層の活性化並びに自立的発展に資することを目的として、研究交流、人材交流、人材育成などのうち相互の協力が可能な分野において、具体的な協力を有機的に推進していくことを目的に以下のような事項について連携を図っております。

- (1) 研究成果等のシーズと技術ニーズとのマッチングのコーディネート
- (2) 取引先からの技術相談に関する支援
- (3) 地域中小企業の技術ニーズの情報収集およびそれに対する情報提供

■本店の休日営業

「お客さまの立場に立った金融サービスの提供、地域のお客さまの利便性向上、まちの活性化」を図るため、平成17年より本店の休日営業を実施しています。

特に、休日に営業を行うサービス業や小売業などの事業者のお客さまや平日に来店できない個人のお客さまに好評です。

営業日 ●年末年始(12月31日～1月3日)を除く
土曜日・日曜日・祝日

営業店舗 ●本店

営業時間 ●9:00～15:00

取扱業務内容 ●一部の業務を除き平日と同じ営業内容です。
住宅ローンをはじめとするローンや年金の各種
ご相談も受付けています。

平成27年度の課題解決型金融の取組み

当金庫は課題解決型金融の取組みを平成27年度経営計画の重点施策の一つとして位置づけ、推進してまいります。

平成27年度経営計画（抜粋）

課題解決型金融の強化

(1). 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

- ①. 事業承継支援
 - ・事業承継相談から支援実行までの一貫した体制の構築
 - ・事業承継関連セミナーの開催、個別相談会の実施
- ②. 創業・新事業支援
 - ・認定支援機関としての補助金等の活用提案
 - ・創業計画・新事業計画策定支援とフォローアップ
- ③. ビジネスマッチング支援
 - ・商談会等への参加によるビジネスマッチングの機会創出
 - ・商談会等への出展支援
- ④. 経営改善・事業再生支援機能の強化
 - ・専門家派遣事業の活用による経営課題解決の支援
 - ・経営改善計画書の策定支援

(2). 地域の面的再生への積極的な参画

- ①. 中小企業基盤整備機構との業務連携による各種支援
- ②. 中小企業支援ネットワーク、産学官金連携への参画継続

(3). 地域や利用者に対する積極的な情報発信

- ①. 各種セミナーの開催による情報発信

(4). 高齢者や障がい者の方々への対応

- ①. CSの向上への態勢整備
 - ・認知症サポーターの養成
 - ・窓口対応研修の実施
- ②. 効率的な年金相談の実施

(5). 職域営業の強化

(6). 地域密着型金融のための態勢整備

(7). 事業価値を見極める融資手法、中小企業に適した資金供給方法の徹底

(8). 金融円滑化への対応継続

地域社会と北見信用金庫

地域金融円滑化の取組み

平成26年度における地域金融円滑化の取組み

当金庫は地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の「地域金融円滑化のための基本方針」に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組みました。

■地域金融円滑化のための基本方針

1.取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や返済計画の見直しなどのご相談やお申込みがあった場合には、これまでと同様に、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2.金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うため、従来より本部に専任部署を設置し、各営業店窓口と連携のうえ経営改善支援活動を行っております。
- ②お客さまの事業価値を見極める能力(目利き力)を高め、担保・保証に過度に依存しない融資方法に取り組んでいます。
また、営業店の融資担当職員や渉外担当職員に対し、目利き力やコンサルティング能力を向上させるための研修を継続的に行っております。
- ③理事会等において、本基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程・要領の策定、金融円滑化管理責任者の選任を行っております。
- ④中小企業者のみなさまの資金繰りや貸付条件の変更、住宅ローンご利用者の返済計画見直し等のご相談を承るため、当金庫の本・支店に、金融円滑化ご相談窓口を設置しております。
- ⑤本店の休日営業においても、金融円滑化ご相談窓口を設置し、ご相談を承ることとしております。
- ⑥お客様の資金繰りや貸付条件の変更等、金融円滑化に関する苦情相談窓口を以下に設置しております。

北見信用金庫 お客様の声を聞く課

電話番号 0120-277-665

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来しましたが、当金庫では下記の通り、金融円滑化に向けて積極的に取り組んでまいります。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客さまからのご返済条件の変更等のお申出に対しては、真摯かつ迅速に取り組む等、従来からの対応に変更はございません。また、引き続き、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、ご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客さまからの資金に関するご相談や、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまが抱える問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。
3. 当金庫は、経営改善・事業再生・事業承継支援・専門家派遣支援等のコンサルティング機能を積極的に発揮して、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策をお客さまの立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。

金融円滑化の取組み実績

■貸出条件の変更等の実施状況(自主開示分)

①中小企業者のお客さまへの取組状況

①.貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,655	12,464	23,148	31,060	37,459	41,815	43,739
うち、実行に係る貸付債権の額	1,912	10,856	21,322	29,152	35,720	39,978	41,886
うち、謝絶に係る貸付債権の額	49	461	556	582	632	632	637
うち、審査中の貸付債権の額	626	546	431	412	117	107	103
うち、取下げに係る貸付債権の額	67	599	838	912	989	1,098	1,111

(注)1.金額は、金融円滑化法施行日(平成21年12月4日)から上記基準日時点までの累計であり、申込み時点の債権金額です。

2.平成27年3月31日現在における謝絶に係る貸付債権の額のうち、申込後3ヵ月を経過したみなし謝絶が380百万円含まれています。

②.貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	245	1,101	1,739	2,427	2,938	3,201	3,417
うち、実行に係る貸付債権の数	179	973	1,590	2,255	2,773	3,028	3,237
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	39	47	52	59	59	60
うち、審査中の貸付債権の数	60	29	33	38	13	13	15
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	60	69	82	93	101	105

(注)1.件数は、金融円滑化法施行日(平成21年12月4日)から上記基準日時点までの累計であり、債権単位です。

2.平成27年3月31日現在における謝絶に係る貸付債権の数のうち、申込後3ヵ月を経過したみなし謝絶が30件含まれています。

②住宅資金をご利用のお客さまへの取組状況

①.貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位:百万円)

	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	119	276	459	583	679	688	725
うち、実行に係る貸付債権の額	49	140	301	420	518	527	565
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	13	13	13	29	29	29
うち、審査中の貸付債権の額	21	0	12	17	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	47	121	131	131	131	131	131

(注)1.金額は、金融円滑化法施行日(平成21年12月4日)から上記基準日時点までの累計であり、申込み時点の債権金額です。

2.平成27年3月31日現在における謝絶に係る貸付債権の額のうち、申込後3ヵ月を経過したみなし謝絶が29百万円含まれています。

②.貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位:件)

	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	15	46	70	84	93	95	99
うち、実行に係る貸付債権の数	10	31	52	66	75	77	81
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	3	3	4	4	4
うち、審査中の貸付債権の数	2	0	1	1	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	12	14	14	14	14	14

(注)1.件数は、金融円滑化法施行日(平成21年12月4日)から上記基準日時点までの累計であり、債権単位です。

2.平成27年3月31日現在における謝絶に係る貸付債権の数のうち、申込後3ヵ月を経過したみなし謝絶が4件含まれています。

地域社会と北見信用金庫

お客さま満足度向上の取組み

年金相談

制度が複雑なために、年金の手続き先は年金事務所・各厚生年金基金・各共済組合など多数あり、書類もさまざまです。

当金庫は、渉外係が年金相談をお受けして手続き等のお手伝いをしております。年金相談を受けた後、ご希望のお客さまへは、請求年齢になる時、選択届の提出が必要になる時に手続きをご案内しています。

本支店で定期的に行っている年金相談会もご利用ください。

本店では、第2・第4日曜日にも年金相談をお受けします。



お客様の声を聞く課

お客さまのご意見や苦情等に対応するため、「お客様の声を聞く課」を配置し、直通電話（0120-277-665）を設けているほか、「お客様の声を聞く」ハガキを店舗に配置しております。

お客さまから受け付けましたご要望や苦情は一元管理の下、情報の共有を図る体制をとり、部門間による連携のうえ対応を図っております。

本店貸金庫の休日営業

金融機関の機能の一つであるお客さまの財産の安全確保充実の一環として、本店の貸金庫を休日にもご利用いただけるようにしております。

本店貸金庫のご利用いただける時間	
平 日	午前9時～午後5時
土・日・祝	午前9時～午後3時

情報の提供

事業者のお客さま向けに、「経営情報」の配布や北見地区内の景気動向調査を実施し、「北見しんきん景況レポート」を発行しております。

振り込め詐欺防止の取組み

振り込め詐欺防止のため、以下のような取組みを行っています。

- 窓口で確認の声かけ運動をしています。
- ATMコーナーでの携帯電話利用はお断りしています。
- 営業店ロビーの有線放送にて、振り込め詐欺防止のための留意事項をお知らせしています。

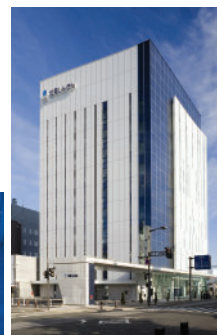
環境・人に優しい取組み

環境配慮型商品

個人向け、および事業者向けに太陽光発電や省エネ設備の導入等、環境に配慮した資金へのご融資を各種取揃えております。

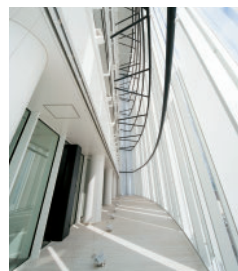
太陽光発電

日当たりの良い南面と西面の外壁に設置したソーラーパネルにより、地球環境に負荷をかけない太陽光発電を実現しています。ライトアップでは消費電力の少ないLEDの照明器具を使用しております。



ダブルスキン

ダブルスキンとは、ガラス張りの壁面の外側をもう1枚のガラスで外壁を覆う工法。太陽光を有効に活用した自然採光や、中間の空気層に外気を導入し自然換気を行い、省エネルギーを実現しています。



地中熱ヒートポンプシステム

紋別支店では、外気に比べて安定している地中の温度を利用して、クリーンで安全な冷暖房・給湯システムを採用し、CO₂排出量削減による環境保全に努めております。



本店ビルで採用している太陽光発電・ダブルスキン、また紋別支店で採用している地中熱ヒートポンプシステムは、本店ビルの免震構造とともに、地元業者の方々の技術向上にも一役買っています。

車椅子用トイレの設置

本店、訓子府支店、留辺蘂支店、東支店、ことぶき支店、紋別支店に設置しております。

本店、紋別支店はオストメイトの方などもお使いいただける多機能トイレを設置しております。



ベビールーム

乳児をお連れのお客さまが、授乳やおむつ交換などにご利用いただけるスペースで、本店に設置しています。ベビーベッドをはじめ、休憩用の椅子、ミルクのための給湯設備などをご用意しています。



目でご不自由な方がご利用いただけるよう、ハンドセットを取り付けしたATMを一部のATMコーナーで設置しております。

《設置しているATMコーナー》

本店、北見赤十字病院、コミュニティプラザパラボ、訓子府、留辺蘂、置戸、温根湯、相内、西、東、帯広、三輪、釧路、美幌、ことぶき、南、しらかば、北光、若葉、常呂、南大通、紋別、紋別市役所、滝上、雄武、名寄、北、高栄

カーボン・オフセット通帳およびユニバーサルデザイン通帳の導入

作成した通帳の数に応じて森林保護を支援するカーボン・オフセット、および色覚の多様性に配慮したカラーユニバーサルデザイン(CUD)を、総合口座通帳に導入しております。

社会的・文化的貢献面での取組み

一店舗一貢献活動

SINCE 2000 34店舗及び本部で展開しております。

店名	事業内容
本店	福祉施設散歩介助補助、老人ホーム園遊会支援
訓子府	「ふるさとまつり」露店出店、収益金を福祉団体・施設へ寄付、店周街路樹落ち葉清掃
留辺蘂	山女魚放流事業参加・河川清掃、子供釣り大会支援
津別	幼稚園児母の日・父の日似顔絵ロビー展、つべつふれあい広場運営手伝い
置戸	置戸夏祭り期間 公共駐車場のゴミ拾い
温根湯	温根湯校下活動組織主催 ゴミ拾いボランティア参加
相内	「なんだあーふれあいまつり」参加・手伝い、餅まき協賛
西	北見市社会福祉協議会主催「北見市ふれあい広場」ボランティア参加、ウェス預金受付
東	グループホームへの慰問
帯広	町内ゴミ拾いの継続
三輪	「北見ハーフマラソン大会」ボランティア(受付・交通整理)
釧路	「全国車椅子マラソン大会」ボランティア(コース設営・整備・交通整理)
美幌	美幌町秋季一斉清掃の参加
ことぶき	北見市社会福祉協議会主催「北見市ふれあい広場」ボランティア、中央通歩道のゴミ拾い
南	児童養護施設の除草活動・整備
卸町	大正通りの交通安全街頭指導
しらかば	競馬場町内会「ミニ運動会」参加・運営
北光	介護老人保健施設の夏祭り手伝い
端野	「太陽まつり」露店出店・益金寄付(社会福祉協議会)、店周・支店前バス停の清掃及び除雪
若葉	介護老人保健施設の餅つき大会手伝い
常呂	北見市社会福祉協議会実施「独居老人宅窓拭きボランティア」参加
南大通	泉町連合町内会盆踊り大会 模擬店参加、収益金は社会福祉法人へ寄付

店名	事業内容
紋別	「もんべつ観光港まつり」歩行者天国準備・「ちびっこ宝探し」主催、「もんべつが一番きれいになる日」清掃活動への参加
滝上	「滝上リハビリセンター祭」参加
興部	生活支援ハウスのお楽しみ会支援
雄武	雄武町大通商店街「サンバロケットまつり」準備・運営手伝い、露店出店
西興部	「わが村は美しく」事業参加(市街地歩道花壇の花植え)
上渚滑	福祉施設等の「合同餅つき大会」参加
旭川	神居商工振興会主催「夏祭り」会場設営・撤去・運営補助、町内の清掃活動
名寄	「なよろ雪質日本一フェスティバル」雪柱作成への参加
南が丘	養護老人ホームの夏祭り運営手伝い(露店) 店舗前交差点にて交通安全啓蒙活動
四条	旭川障害者連絡協議会主催「おびつたまつり」ボランティア
北	幼稚園イベント支援、緑園通り清掃活動
高栄	高栄西町連合町内会「高栄フェスティバル」手伝い
本部	「ばんち祭り」花火大会手伝い



地域社会全般への貢献

北見地区消防組合へ、高規格救急自動車を寄付させていただきました。



第13回北見しんさん杯 争奪少年野球大会

少年達の健全な育成を応援するため、北見しんさん杯争奪少年野球大会を開催しております。

平成26年は18チームが参加し、元気な声がグラウンドに飛び交いました。



北見しんさん講演会

講演会は、各メディア、全国各地での講演会等に出演されている東国原英夫氏をお迎えしました。

「ピンチをチャンスに」という演題で、ユーモアを交えて講演されました。



地域の行事への参加



献血

恒例の信用金庫の日の献血をはじめ、各店でも行っています。



主な商品のご案内

預金

■総合口座

普通預金と定期預金をドッキング。一冊の通帳で普通預金と定期預金
が利用でき、公共料金やクレジットカードの自動支払や給与・年金など
の受取に便利です。また、普通預金が残高不足のとき、セットしてい
ただいた定期預金の90%以内、最高200万円まで自動融資がうけら
れますのでイザというときに安心です。

■貯蓄預金

出し入れ自由で有利な金利です。自動支払や給与・年金などの自動受
取はできません。

■当座預金

小切手や手形の決済用口座としてご利用ください。ATMでのご入金
もできます。

■通知預金

まとまったお金を短期間（7日以上）で運用いただく場合に最適です。

■スーパー積金

事業資金から教育・結婚・住宅資金をはじめ老後の生活資金まで、目
的に合わせ毎月計画的に積立いただけます。

■スーパー定期

お預け入れ金額1,000万円未満の自由金利型定期預金です。個人
の方の期間3年以上の場合は半年複利になります。

■大口定期預金

1,000万円以上のまとまったお金を有利に運用いただける預金です。

■期日指定定期預金

お預け入れ1年を過ぎると、1ヵ月前にご連絡いただければいつでも
引出しできる有利で便利な預金です。お預け入れ金額は300万円未
満です。

■変動金利定期預金

金利動向に合わせて6ヵ月ごとに金利が変わります。個人の3年もの
は半年複利です。

■無利息型普通預金

預金保険制度によって全額保護される無利息の普通預金です。総合
口座のセット、公共料金の受取や口座からの自動支払などのサービス
は普通預金と同じです。

貸出金

事業者向け

お客さまが必要とする運転資金や設備資金など、使途に合わ
せて各種形態でご融資するほか、各種制度融資、代理貸付等
もごさいます。

■当座貸越「エクセレント」

原則無担保・第三者保証不要の事業者向け当座貸越の商品です。

■きたしん・チャレンジサポート

新規開業者および法人向けのご融資です。中小企業診断士（当
金庫職員）による経営相談を受けることもできます。

■きたしん・アグリサポート

農業者および農業法人向け営農資金のご融資です。

■事業者向け「きたしんソーラー・エコサポート」

事業者における環境配慮型設備投資のご融資です。

個人向け

■ソーラー・エコローン

太陽光パネル設置やLED照明切替、高効率給湯システムの購
入などの資金にご利用ください。

■住宅ローン

住宅の新築、増改築、購入など、マイホームづくりのためのロー
ンです。変動金利型、固定金利型のほか一定期間毎の固定・
変動選択型もご用意しています。

■住いるローン

住宅増改築・内外装・外構工事・融雪槽・車庫の建設などにご利
用いただけます。

■個人ローン・フリーローン

レジャー資金、電気製品や家具のご購入、ご結婚資金などにご
利用ください。

■お手軽くん（カードローン）

ご融資限度額内で、必要なときに必要な金額をご利用いただ
けます。ご融資限度額は50万円です。

■教育ローン

入学金・授業料などの学費や、学生生活で必要とする教育費
をカバーします。

■得徳くん（カーライフプラン）

マイカーのご購入、車検、修理などの費用のお支払いにご利用
ください。

・エコカー購入の場合、保証料が割安になります。

・ハイブリッドカー等購入の場合、金利の引き下げもあります。

※北見しんさんのホームページにて、ローンの仮審査を24時間受付
けています（一部のローン商品）。

おすすめサービス・手数料

個人向け国債

固定金利3年、固定金利5年、変動金利10年があります。お客さまのニーズに合わせてお選びください。



投資信託の販売

お客さまの資産運用ニーズにお応えするため、本店で取り扱っております。

私募債受託業務

お客さまの資金調達の多様化ニーズや、長期安定調達のニーズにお応えするため、北海道信用保証協会保証付私募債の受託業務を行っています。

ご存知でしたか？ 北見しんきんおすすめサービス

■インターネットバンキングサービス

便利さと振込手数料の安さが魅力です。
個人のお客さまはスマートフォン・携帯電話からもご利用いただけます。
定期預金の作成もできます（個人のみ）。

■電子記録債権サービス（でんさいネット）

電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。
手形の代替等を図り、インターネット等を通じて安全・簡易・迅速に支払や譲渡等を行うことができます。
手形発行に伴う事務負担や費用（印紙税・郵送料等）を削減したり、手形・振込・一括決済など複数の支払手段を一本化できるのも魅力です。

■本店の休日営業

年末年始を除く土・日・祝日に通常窓口営業を行っております。
ローンや年金の各種ご相談もどうぞ。

■貸金庫サービス

本店は土・日・祝日もご利用できます（年末年始を除く）。



■ATM振込

キャッシュカードで（一部のATMでは現金でも）お振込みできます。
現金でのお振込は、1回10万円までお取扱いただけます。

■テレホンバンキングサービス

キャッシュカード発行の口座について、フリーダイヤルでご利用できます。
残高照会だけならお申し込み不要。

■しんきんゼロネットサービス

しんきんキャッシュカードがあれば以下の時間帯で全国のしんきんATMでもご利用手数料が無料です。
〈平日8:45～18:00、土曜9:00～14:00〉

■セブン銀行とのATM提携

セブンイレブンのATMで入出金ができます。
ご利用手数料がかかります。

■楽天Edu マネーチャージサービス

北見しんきんのお取引預金口座から、「おサイフケータイ®」にチャージすることができます。

主な手数料

（平成27年4月1日現在）

■主な手数料

種 類			宛 先	同一店内		当金庫本支店あて		他行あて	
				一 般	会 員	一 般	会 員	一 般	会 員
振込 手 数 料	窓口扱	5万円未満	108円	無 料	216円	108円	540円	432円	
		5万円以上	216円	無 料	432円	216円	756円	648円	
	ファームバンキング テレホンバンキング モバイルバンキング WEBバンキング・WEB-FB	5万円未満	無 料	無 料	108円	108円	324円	216円	
		5万円以上	無 料	無 料	216円	108円	540円	432円	
		※依頼人口座と受取人口座が同一店舗にある場合、振込手数料は無料となります。							
		自動機 キャッシュカード振込	5万円未満	無 料		108円		324円	
	5万円以上		無 料		216円		486円		
	※振込手続きをするATMの店舗に受取人口座がある場合、振込手数料は無料となります。 ※当金庫カードによるATM振込で依頼人口座と受取人口座が同一店舗にある場合、振込手数料は無料となります。								
	自動機 現金振込	5万円未満	108円		108円		432円		
		5万円以上	216円		324円		648円		

■自動機利用手数料

	平 日		土曜日		日・祝・土曜休日 始業～終業
	始業～18:00	18:00以降	始業～14:00	14:00～15:00 15:00以降	
当金庫口座・現金振込（預入は無料）	無 料	108円	無 料	108円	108円
当金庫以外の信用金庫の口座	無 料	108円	無 料	108円	108円
ゆうちょ銀行の口座	108円	216円	108円	216円	216円
信金・ゆうちょ以外の口座	108円	216円	216円		216円

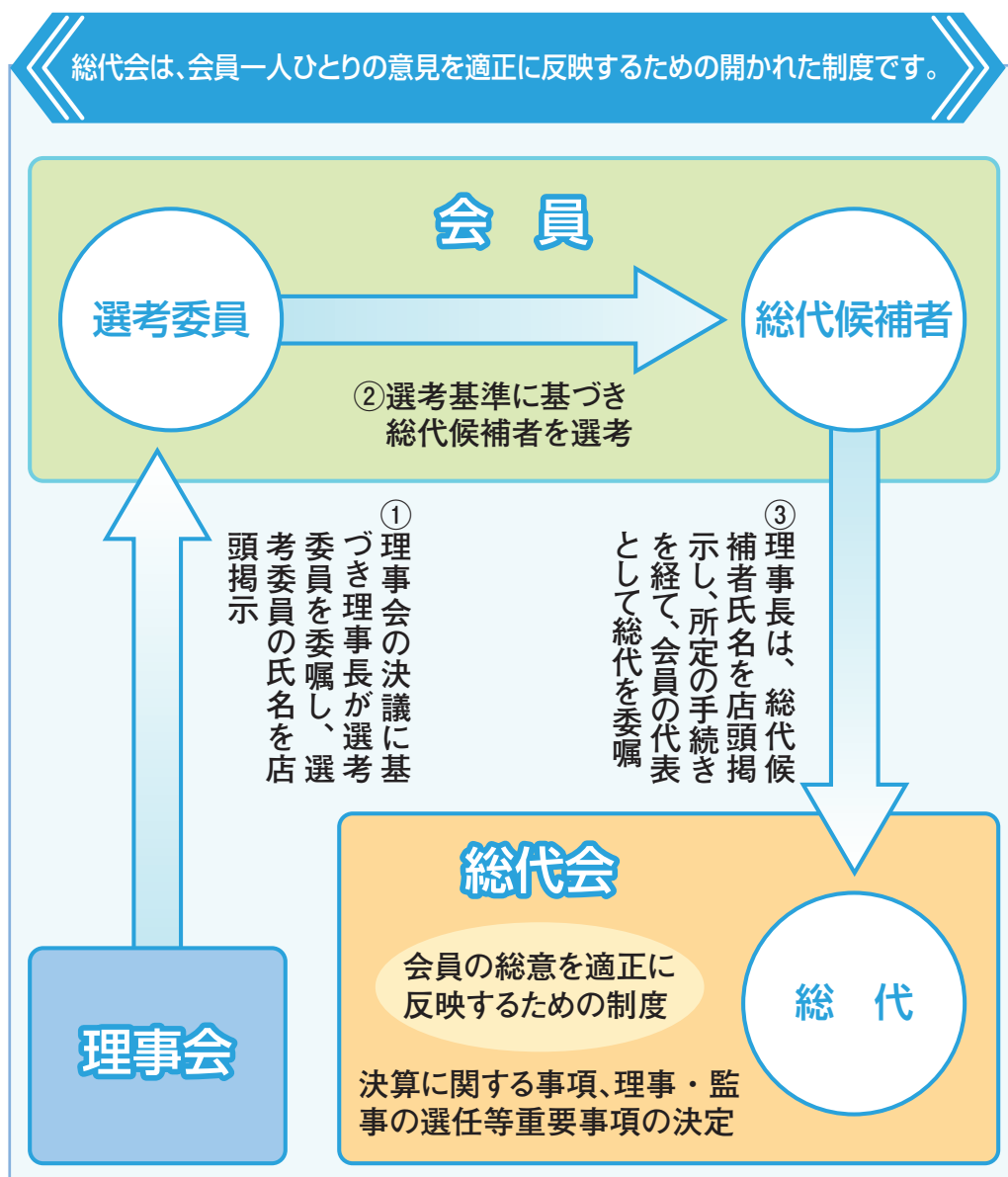
総代会制度

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、100人以上130人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、平成27年3月末現在の総代数は120名、在籍数116名で、会員数は、26,965人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が会員の中から総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

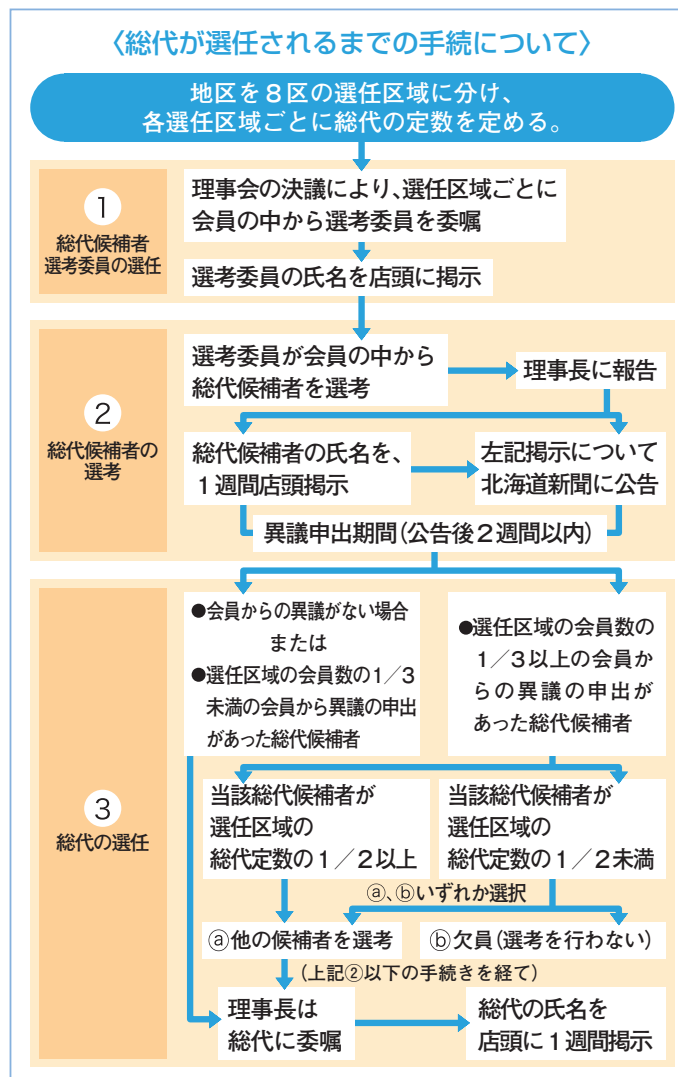
総代候補者選考基準

①資格要件

当金庫の会員であること 等

②適格要件

- (1) 総代として相応しい見識を有し、良識をもって正しい判断ができる方
- (2) 地域における信望が厚く、地域ならびに当金庫の発展に寄与できる方
- (3) 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方



第86期通常総代会

平成27年6月16日、第86期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項

報告事項1. 第86期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容ならびに会計監査人および監事の計算書類監査結果報告について

報告事項2. 出資証券の不発行(ペーパーレス化)について

決議事項

議案第1号 剰余金処分案の承認について

議案第4号 理事の任期満了に伴う改選について

議案第2号 定款の一部変更(除名)について

議案第5号 退任理事に対する退職慰労金贈呈について

議案第3号 会員除名処分について

総代名簿(平成27年6月16日現在) 合計116名 欠員4名

【北見地区(北見市)】 55名(欠員3名)

天内 邦夫 殿⑦	小澤 實 殿③	佐々木 護 殿⑦	富田 吉弘 殿④	藤井 紀一 殿⑨	山中 勲 殿①
荒井 勉 殿②	小原 誠 殿①	佐藤 隆 殿⑧	富山 佳男 殿②	古屋 聖児 殿⑥	山本 貴一 殿③
石川 誉興 殿①	海田 有一 殿①	新保 正良 殿⑨	中西 雄大 殿⑥	前田 康仁 殿⑦	鎌水 欽三 殿④
石沢 徳司 殿⑥	亀井新五郎 殿③	田尾 忠正 殿④	中山 正幸 殿⑨	舩川 誠 殿①	渡辺 和勇 殿⑩
市川 道博 殿⑦	菊池 道 殿③	高桑 敏通 殿⑨	羽瀬 英樹 殿①	丸茂 紳司 殿①	渡邊 主人 殿①
浦 久司 殿⑧	北川 憲彰 殿⑩	高橋 勝志 殿②	長谷川秀雄 殿④	萬年 博明 殿①	
江岸 利信 殿④	倉本 登 殿②	高柳 稔 殿②	長谷川 豊 殿⑦	宮澤 俊子 殿⑩	
越膳 良臣 殿⑩	桑原 素行 殿⑧	田辺 康夫 殿②	原谷 真人 殿①	武藤 弘司 殿⑥	
大西 薫 殿⑦	鴻上 義雄 殿⑩	辻 好治 殿⑦	久島 和俊 殿③	安田 敦 殿⑤	
岡村 叶夫 殿⑬	佐々木 弘 殿③	戸田 龍一 殿③	福地 博行 殿⑦	山瀬 一也 殿⑨	

【訓子府地区(訓子府町)】 3名

富山 信雄 殿③ 久島 哲 殿⑨ 松田 和之 殿⑤

【津別・美幌地区(津別町及び美幌町)】 8名

池田 昇 殿③ 大原 功造 殿③ 鈴木 将晋 殿② 柳瀬 輝彦 殿⑤
大井 正行 殿⑥ 加賀谷雅治 殿③ 野口 謙一 殿① 山田 裕史 殿⑤

【置戸地区(置戸町)】 2名

三好 幸市 殿⑩ 山本 勲 殿⑥

【帯広・釧路地区(帯広市及び釧路市)】 13名(欠員1名)

阿部 保弘 殿② 北原 英樹 殿① 中川 照彦 殿① 花房 浩一 殿① 水戸部昭二 殿⑤
石野 雄一 殿① 佐藤 君雄 殿② 中島 久司 殿⑤ 久島 貞一 殿④
大久保相子 殿② 関根 清 殿④ 西川 隆生 殿③ 広瀬 豪 殿④

【紋別地区(紋別市)】 16名

青田 輝智 殿⑦ 小島 正光 殿④ 知見喜美男 殿③ 新沼 透 殿③ 前川 隆一 殿③ 若澤 勝彦 殿④
伊藤 昭孝 殿⑧ 齊藤 秀武 殿⑤ 出塚 容啓 殿⑥ 畑中 正義 殿⑫ 森 安春 殿⑤
嘉野 昭子 殿① 柴門 憲一 殿① 得永 光雄 殿② 廣瀬 哲二 殿② 吉岡 裕敏 殿①

【雄武・興部・滝上地区(雄武町、興部町、滝上町及び西興部村)】 10名

阿部 昭一 殿⑥ 小田 功 殿④ 工藤喜代子 殿③ 菅原 賢司 殿⑤ 長坂 廣行 殿⑤
大原 満 殿① 菊地 義曉 殿① 郡 勝 殿⑤ 富樫 高志 殿⑧ 橋詰 啓史 殿③

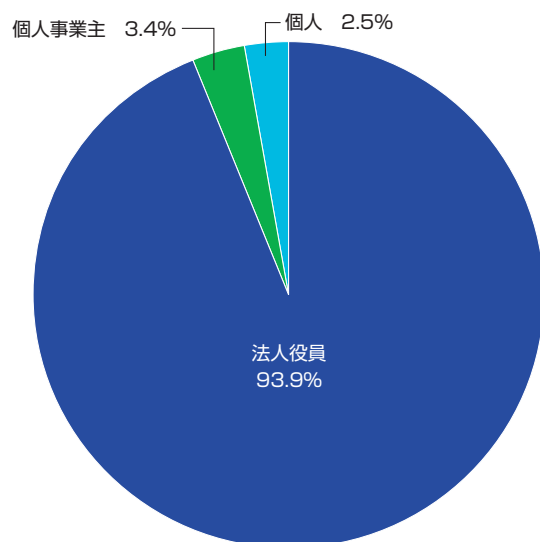
【旭川・名寄地区(旭川市及び名寄市)】 9名

芦崎 壽夫 殿⑤ 合田 衛 殿③ 杉野 好雄 殿⑦ 長谷川力也 殿① 宮田 晃彦 殿②
大谷 信一 殿⑥ 穴戸 信明 殿⑤ 谷 博之 殿⑤ 三浦 昭雄 殿⑥

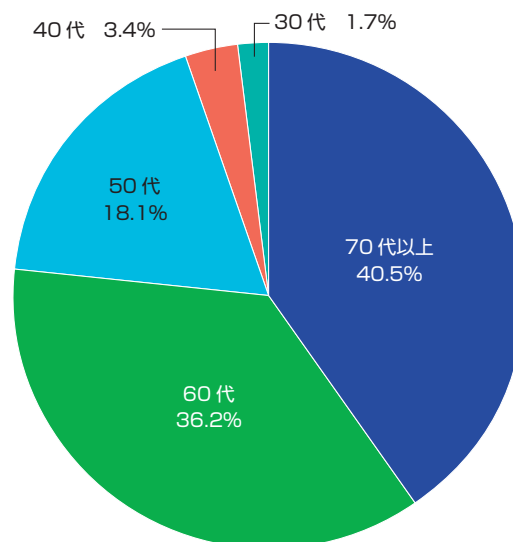
(注) 氏名の後の丸数字は、総代への就任回数です。

総代の属性別構成比

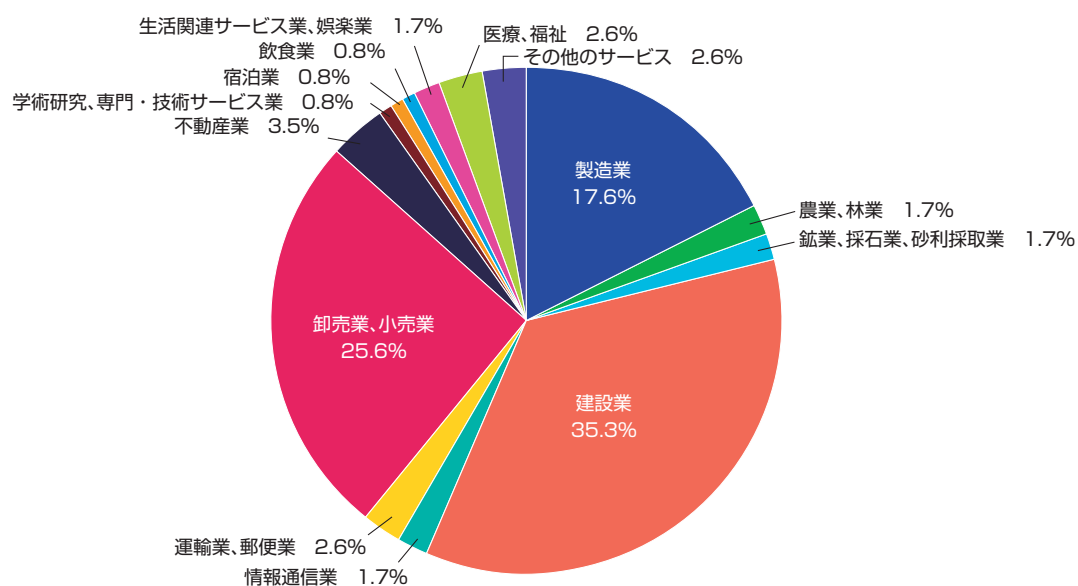
●職業別



●年代別



●業種別



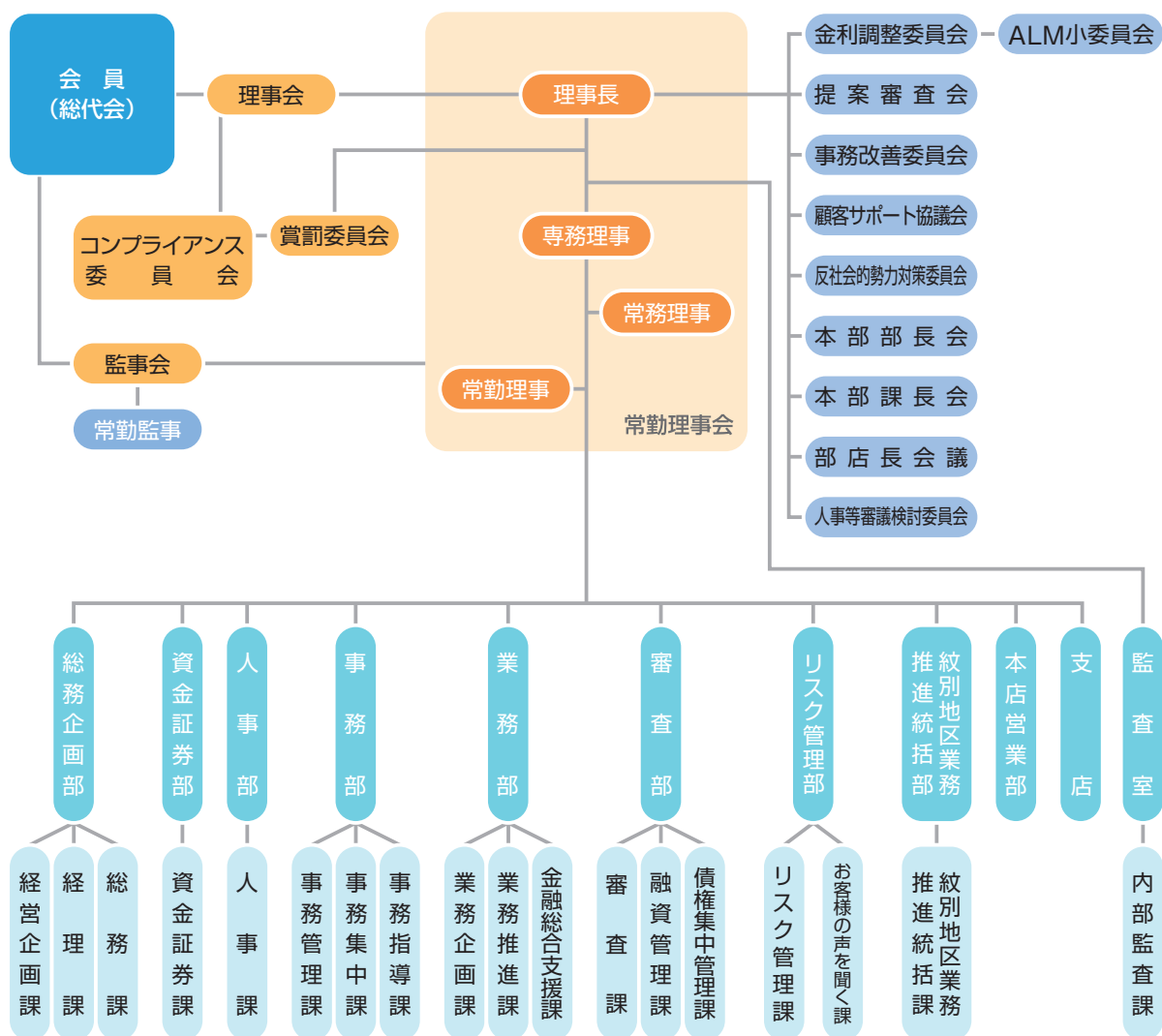
(注) 1. 業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限っております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

役員名簿 (平成27年6月末現在)

理事 長（代表理事）	太 布 康 洋	理事 五 十 嵐 力
専務理事（代表理事）	金 田 充 郎	理事 徳 本 章
常務理事（代表理事）	今 井 晃	理事 海 田 達 彦
常務理事（代表理事）	片 山 隆 文	理事 佐 藤 伸 也
常勤理事	越 智 孝 敏	理事 栗 原 寛 隆
常勤理事	弓 山 充 康	常勤監事 尾 澤 成 典
常勤理事	久 島 英 明	監 事 加 藤 建 一
常勤理事	江 良 利 晃	監事（員外） 伊 藤 昌 博

北見信用金庫 組織図 (平成27年4月1日現在)



会計監査人の名称（平成27年6月末現在）

27

店舗案内・ATM設置案内

店舗・キャッシュコーナーご案内

● 平日にご利用いただけるキャッシュコーナー ● 土曜・日曜・祝日にご利用いただけるキャッシュコーナー

■店舗一覧(平成27年4月1日現在)

■北見市内			
● ●	本店営業部	〒090-0020	北見市大通東1丁目2番地1 (0157) 24-7531
● ●	留辺薬支店	〒091-0003	北見市留辺薬町仲町33番地1 (0157) 42-2153
● ●	温根湯支店	〒091-0170	北見市留辺薬町温根湯温泉192番地1 (0157) 45-2811
● ●	相内支店	〒099-0871	北見市相内町135番地22 (0157) 37-2321
● ●	西支店	〒090-0818	北見市本町4丁目1番17号 (0157) 24-8531
● ●	東支店	〒090-0016	北見市大町107番地4 (0157) 23-6211
● ●	三輪支店	〒090-0835	北見市光西町165番地 (0157) 25-2131
● ●	ことぶき支店	〒090-0065	北見市寿町3丁目4番 (0157) 61-0888
● ●	卸町支店	〒090-0056	北見市卸町3丁目9番地2 (0157) 36-6611
● ●	北光支店	〒090-0824	北見市北光206番地4 (0157) 61-9761
● ●	端野支店	〒099-2102	北見市端野町2区344番地11 (0157) 56-2101
● ●	若葉支店	〒090-0057	北見市若葉1丁目1番3号 (0157) 36-7531
● ●	常呂支店	〒093-0210	北見市常呂町字常呂222番地 (0152) 54-1101
● ●	南大通支店	〒090-0811	北見市泉町4丁目2番20号 (0157) 61-8855
● ●	北支店	〒090-0036	北見市幸町4丁目6番21号 (0157) 23-2141
● ●	高栄支店	〒090-0058	北見市高栄西町7丁目6番8号 (0157) 22-2141

■北見地区			
● ●	訓子府支店	〒099-1432	常呂郡訓子府町旭町5番地1 (0157) 47-2141
● ●	津別支店	〒092-0236	網走郡津別町本町60番地 (0152) 76-2131
● ●	置戸支店	〒099-1133	常呂郡置戸町字置戸144番地1 (0157) 52-3131
● ●	美幌支店	〒092-0004	網走郡美幌町字仲町1丁目44番地 (0152) 73-1311

■紋別市内			
● ●	紋別支店	〒094-8706	紋別市幸町4丁目1番23号 (0158) 24-2141
● ●	上渚滑支店	〒099-5354	紋別市上渚滑町7丁目59番地1 (0158) 25-2141
● ●	南が丘支店	〒094-0013	紋別市南が丘町4丁目1番17号 (0158) 24-8111

■西紋地区			
● ●	滝上支店	〒099-5605	紋別郡滝上町字サクルー原野1539番地の26 (0158) 29-2141
● ●	興部支店	〒098-1615	紋別郡興部町字興部338番地1 (0158) 82-2141
● ●	雄武支店	〒098-1702	紋別郡雄武町字雄武886番地の1 (0158) 84-2141
● ●	西興部支店	〒098-1501	紋別郡西興部村字西興部151番地 (0158) 87-2141

■帯広・釧路地区			
● ●	帯広支店	〒080-0012	帯広市西2条南7丁目2番地 (0155) 22-7531
● ●	南支店	〒080-0010	帯広市大通南26丁目2番地の1 (0155) 22-8531
● ●	しらかば支店	〒080-0025	帯広市西15条南12丁目1番地の31 (0155) 33-3222
● ●	釧路支店	〒085-0035	釧路市共栄大通7丁目1番地 (0154) 22-7531

■旭川・名寄地区			
● ●	旭川支店	〒070-0032	旭川市2条通6丁目右7号 (0166) 22-5525
● ●	四条支店	〒078-8214	旭川市4条通22丁目5番の12 (0166) 33-5525
● ●	名寄支店	〒096-0014	名寄市西4条南2丁目14番地 (01654) 2-2141

■店舗外キャッシュコーナー

北見市内	紋別市内
● ● 春光町	● 紋別市役所
● ● イトーヨーカドー(北見)	● ● 落石
● ● まちきた大通りビル (コミュニティプラザパラバ)	● ● イオン紋別店
	● 紋別支店渚滑ATMコーナー
● ● イオン北見店	
● ● サービスストア本店(日曜は休止します)	
● 北見赤十字病院	

資料編

資料編：貸借対照表

貸借対照表

■資産の部

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成26年度
現金	4,127	3,682
預 け 金	105,189	115,041
買 入 手 形	—	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
有 価 証 券	179,002	176,532
国 債	15,951	13,954
地 方 債	77,132	77,388
社 債	68,692	72,731
株 式	785	772
そ の 他 の 証 券	16,439	11,684
貸 出 金	201,827	203,181
割 引 手 形	3,162	3,063
手 形 貸 付	32,881	35,487
証 書 貸 付	146,596	143,611
当 座 貸 越	19,185	21,018
外 国 為 替	—	—
そ の 他 資 産	2,377	2,323
未 決 済 為 替 貸 金	96	80
信 金 中 金 出 資 金	1,347	1,347
前 払 費 用	62	40
未 収 収 益	819	755
そ の 他 の 資 産	53	101
有 形 固 定 資 産	6,885	6,962
建 物	4,170	4,559
土 地	1,665	1,640
建 設 仮 勘 定	518	—
その他の有形固定資産	530	762
無 形 固 定 資 産	58	75
ソ フ ト ウ ェ ア	44	61
その他の無形固定資産	13	13
前 払 年 金 費 用	—	0
繰 延 税 金 資 産	153	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債 務 保 証 見 返	972	961
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 2,713 (△ 2,100)	△ 2,942 (△ 2,363)
資 産 の 部 合 計	497,881	505,820

■負債の部

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成26年度
預 金 積 金	453,905	460,749
当 座 預 金	17,399	18,932
普 通 預 金	178,102	186,082
貯 蓄 預 金	4,192	4,118
通 知 預 金	1,287	1,040
定 期 預 金	231,563	227,507
定 期 積 金	16,928	18,223
そ の 他 の 預 金	4,431	4,845
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	1,273	1,181
未 決 済 為 替 借	146	128
未 払 費 用	292	298
給 付 補 填 備 金	21	14
未 払 法 人 税 等	452	384
前 受 収 益	214	207
払 戻 未 済 金	2	7
払 戻 未 済 持 分	1	0
職 員 預 り 金	106	100
資 産 除 去 債 務	—	7
そ の 他 の 負 債	35	31
賞 与 引 当 金	—	—
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	15	—
役員退職慰労引当金	136	164
睡眠預金払戻損失引当金	59	52
偶 発 損 失 引 当 金	71	68
特別法上の引当金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	10
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債 務 保 証	972	961
負 債 の 部 合 計	456,434	463,188

■純資産の部

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成26年度
出 資 金	1,240	1,233
普 通 出 資 金	1,240	1,233
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	38,555	39,664
利 益 準 備 金	1,241	1,240
そ の 他 利 益 剰 余 金	37,313	38,423
特 別 積 立 金	35,772	36,972
当期末処分剰余金	1,541	1,451
処 分 未 済 持 分	△ —	△ —
自 己 優 先 出 資	△ —	△ —
自己優先出資申込証拠金	—	—
会 員 勘 定 合 計	39,795	40,897
その他の有価証券評価差額金	1,651	1,733
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評価・換算差額等合計	1,651	1,733
純 資 産 の 部 合 計	41,447	42,631
負債及び純資産の部合計	497,881	505,820

損益計算書

(単位：千円)

資料編：損益計算書

科 目	平成25年度	平成26年度
経常収益	7,487,284	7,659,921
資金運用収益	6,389,675	6,073,426
貸出金利	3,899,339	3,756,287
預け金利息	301,079	294,968
有価証券利息配当金	2,148,754	1,981,731
その他の受入利息	40,502	40,438
役務取引等収益	727,897	724,711
受入為替手数料	292,684	287,797
その他の役務収益	435,212	436,914
その他の業務収益	165,268	549,194
外国為替売買益	745	1,441
外国債等債券売却益	50,698	224,256
国債等債券償還益	—	217,250
国債等債券償還益	38,200	—
金融派生の商品収益	75,625	106,246
その他の経常収益	204,442	312,588
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	8,399	8,793
株式等売却益	151,075	269,455
株銭の信託運用益	469	—
その他の経常収益	44,498	34,339
経常費用	5,592,089	5,925,025
資金調達費用	238,339	196,590
預付金利息	224,727	187,752
給付補填金繰入	13,062	8,325
借入金利息	—	—
その他の支払利息	549	512
役務取引等費用	300,085	305,853
支払為替手数料	57,005	59,021
その他の役務費用	243,079	246,832
その他の業務費用	88,355	79,453
外国為替売買損	—	—
外国債等債券売却損	2,300	49,148
国債等債券償還損	84,030	28,012
国債等債券償還損	—	—
金融派生の商品費用	—	—
その他の業務費用	2,024	2,292
経人件費	4,657,623	4,695,546
人物件費	2,608,539	2,566,138
物税	1,953,079	2,028,391
その他の経常費用	96,003	101,016
貸倒引当金繰入額	307,685	647,581
貸出金償却損	247,259	600,846
株式等売却損	15,358	—
株式等償却損	3,674	3,812
株式の他資産償却	65	—
その他の経常費用	—	—
その他の経常費用	41,328	42,922
経常利益	1,895,195	1,734,895
特別利益	44,471	133,200
固定資産処分利益	5,678	—
その他の特別利益	38,793	133,200
特別損失	61,795	145,420
固定資産処分損失	61,795	145,420
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	1,877,871	1,722,674
法人税、住民税及び事業税	484,689	409,209
法人税等調整額	18,789	142,590
法人税等合計	503,478	551,799
当期純利益	1,374,392	1,170,875
繰越金(当期首残高)	167,182	281,113
当期末処分剰余金	1,541,575	1,451,989

資料編

剰余金処分計算書

(単位: 円)

科 目	平成25年度	平成26年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,541,575,265	1,451,989,432
積 立 金 取 崩 額	—	—
利 益 準 備 金 限 度 超 過 取 崩 額	1,555,600	7,043,100
剰 余 金 処 分 額	1,262,017,130	1,261,665,836
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (年5%)	62,017,130	(年5%) 61,665,836
特 別 積 立 金	1,200,000,000	1,200,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	281,113,735	197,366,696

※掲載いたしました貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書につきましては、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成26年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年 6月 17日

北見信用金庫

理事長

太田 康洋

貸借対照表に関する注記（平成26年度）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19年 ～ 39年
その他	3年 ～ 20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部（営業関連部署）及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,184百万円であります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ①制度全体の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）

年金資産の額	1,549,255百万円
年金財政計算上の数理債務の額	1,738,229百万円
と最低責任準備金の額との合計額	△188,974百万円
差引額	0.3933%
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成26年3月31日現在）
0.3933%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金57百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額215百万円
13. 子会社等の株式総額30百万円
14. 子会社等に対する金銭債務総額44百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額7,884百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額133百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は225百万円、延滞債権額は7,092百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は返済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経

営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,990百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,308百万円であります。
 なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,063百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 420百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 1,180百万円
 上記のほか、為替決済取引の担保として預け金20,000百万円、当座貸越取引の根担保として預け金5,000百万円を差し入れております。
 また、その他の資産には、保証金は55百万円が含まれております。
23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は510百万円であります。
24. 出資1口当たりの純資産額1,728円24銭。
25. 金融商品の状況に関する事項
 (1)金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 (2)金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 (3)金融商品に係るリスク管理体制
 ①信用リスクの管理
 当金庫は、貸出資産の健全性を維持管理するため、「クレジットポリシー」及び信用リスクに関する管理諸規程に基づき厳格な審査体制を構築するとともに、貸出審査の独立性を確保し、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。さらに貸出審査能力の向上や、経営改善支援活動を通じた取引先の経営内容の改善に取組み、信用リスクの軽減を図っております。貸出以外の運用資産についても、格付けの把握やリスク分散等の対応を行っております。また、資産の正確な自己査定を行うための体制整備を行っております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 さらに、与信管理の状況については、監査部署がチェックしております。
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 ②市場リスクの管理
 (i)金利リスクの管理
 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
 市場リスク管理及びALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、金利調整委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで金利調整委員会及び理事会等に報告しております。
 (ii)為替リスクの管理
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、適宜為替予約等を行っております。
 (iii)価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、有価証券等運用基準及び市場リスクに関する諸規程に基づき、行われております。
 このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを総務企画部が実施して、価格変動リスクの軽減を図っております。
 当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
 これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及び金利調整委員会において定期的に報告されております。
 (iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、1,865百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスクに関する諸規程に基づき、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額については(注3)参照。借入金及びその他の有利子負債の決算日後の償還予定額については(注4)参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	115,041	115,293	252
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	54,827	57,446	2,619
その他有価証券	121,392	121,392	—
(3) 貸出金(*1)	203,181		
貸倒引当金(*2)	△2,932		
	200,248	203,576	3,327
金融資産計	491,509	497,708	6,199
(1) 預金積金(*1)	460,749	460,675	△73
金融負債計	460,749	460,675	△73

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によります。投資信託は、公表されている基準価格によります。

自金庫保証付私募債は、対応する残存年数の国債利回りを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値を求め、貸倒引当金相当額を控除して算出しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(スワップレート)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

資料編

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※1)	30
非上場株式(※1)	111
組合出資金(※2)	170
合 計	312

(※1)子会社及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年起5年以内	5年起10年以内	10年超
預け金	42,800	51,450	500	—
有価証券				
満期保有目的の債券	7,775	15,074	14,291	17,685
その他有価証券のうち満期があるもの	13,269	64,874	42,341	—
貸出金(※)	57,741	56,822	38,398	27,653
合 計	121,585	188,221	95,531	45,338

(※)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年起5年以内	5年起10年以内	10年超
預金積金(※)	172,100	72,942	—	51
合 計	172,100	72,942	—	51

(※)預金積金のうち、期間の定めがないもの(要求払預金)は含めておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	42,804	44,379	1,574
	社 債	1,499	1,652	153
	その他	8,427	9,410	982
	外国債券	8,427	9,410	982
	小 計	52,731	55,442	2,710
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	787	787	△0
	社 債	—	—	—
	その他	1,308	1,216	△91
	外国債券	1,308	1,216	△91
	小 計	2,095	2,003	△91
合 計		54,827	57,446	2,619

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	597	204	393
	債 券	107,338	105,293	2,044
	国 債	13,954	13,746	208
	地方債	28,661	27,785	876
	社 債	64,721	63,761	960
	その他	537	500	37
	外国債券	537	500	37
	小 計	108,474	105,997	2,476
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	32	33	△0
	債 券	11,644	11,695	△50
	国 債	—	—	—
	地方債	5,134	5,154	△20
	社 債	6,510	6,540	△30
	その他	1,241	1,299	△58
	外国債券	965	997	△32
	小 計	12,918	13,027	△109
合 計		121,392	119,025	2,366

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	833	269	3
債 券	24,127	213	49
国 債	14,597	40	49
地方債	7,516	124	—
社 債	2,013	48	—
その他	872	10	—
外国債券	872	10	—
合 計	25,832	493	52

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,987百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が40,329百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に

応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(1年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却	1,042百万円
有形固定資産減価償却超過額	87百万円
有価証券評価損	150百万円
役員退職慰労引当金	45百万円
睡眠預金払戻損失引当金	14百万円
偶発損失引当金	18百万円
その他有価証券評価差額金	30百万円
その他	79百万円
繰延税金資産小計	1,469百万円
評価性引当額	△780百万円
繰延税金資産合計	689百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	700百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	700百万円
繰延税金負債の純額	10百万円

損益計算書に関する注記(平成26年度)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額3,696千円。
子会社との取引による費用総額255,570千円。
- 出資1口当たり当期純利益金額47円33銭。

主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度
資金運用収支	6,151,360	5,876,836
資金運用収益	6,389,675	6,073,426
資金調達費用	238,314	196,590
役務取引等収支	427,811	418,858
役務取引等収益	727,897	724,711
役務取引等費用	300,085	305,853
その他業務収支	76,913	469,993
その他業務収益	165,268	549,194
その他業務費用	88,355	79,200
業務粗利益	6,656,085	6,765,688
業務粗利益率	1.36%	1.37%

(注)1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(平成25年度24千円、平成26年度なし)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■資金運用収支の内訳

	平成25年度			平成26年度		
	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回 (%)	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回 (%)
資金運用勘定	486,341	6,389,675	1.31	491,208	6,073,426	1.23
うち貸出金	189,741	3,899,339	2.05	190,039	3,756,287	1.97
うち預け金	116,204	301,079	0.25	120,116	294,968	0.24
うち有価証券	179,026	2,148,754	1.20	179,698	1,981,731	1.10
資金調達勘定	455,520	238,314	0.05	459,553	196,590	0.04
うち預金積金	455,458	237,790	0.05	459,451	196,078	0.04
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成25年度223百万円、平成26年度215百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成25年度47百万円、平成26年度なし)及び利息(平成25年度24千円、平成26年度なし)を、それぞれ控除して表示しております。

■利 鞘

	平成25年度	平成26年度
資金運用利回	1.31 %	1.23 %
資金調達原価率	1.07 %	1.06 %
総資金利鞘	0.24 %	0.17 %

■受取・支払利息の増減

(単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	83	△ 224	△ 141	62	△ 378	△ 316
うち貸出金	24	△ 202	△ 178	6	△ 149	△ 143
うち預け金	9	△ 23	△ 14	32	△ 38	△ 6
うち有価証券	9	35	44	8	△ 175	△ 167
支払利息	3	△ 54	△ 50	2	△ 43	△ 41
うち預金積金	3	△ 54	△ 51	2	△ 43	△ 41
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■利益率

(単位：百万円、%)

	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	0.38%	0.34%
総資産当期純利益率	0.27%	0.23%
総資産平均残高 (除く債務保証見返)	496,456	501,411

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

資料編

資料編：預金に関する指標・貸出金等に関する指標

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
流動性預金	199,012	206,943
うち有利利息預金	165,384	172,919
定期性預金	254,563	250,629
うち固定金利定期預金	238,158	233,283
うち変動金利定期預金	12	12
その他	1,881	1,877
譲渡性預金	—	—
合計	455,458	459,451

(注)1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金(無利息含む)＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他＝納税準備預金＋別段預金

■定期預金残高

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
定期預金	231,563	227,507
うち固定金利定期預金	231,550	227,494
うち変動金利定期預金	12	12
その他	—	—

貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
割引手形	3,335	3,075
手形貸付	25,152	23,829
証書貸付	144,835	145,974
当座貸越	16,417	17,159
合計	189,741	190,039

■貸出金残高

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
貸出金	201,827	203,181
うち固定金利	124,874	123,682
うち変動金利	76,952	79,498

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
当金庫預金積金	3,943	3,757
不動産	37,042	36,038
その他	0	0
計	40,987	39,796
信用保証協会・信用保険	43,094	41,671
保証	63,055	61,181
信用	54,691	60,531
合計	201,827	203,181

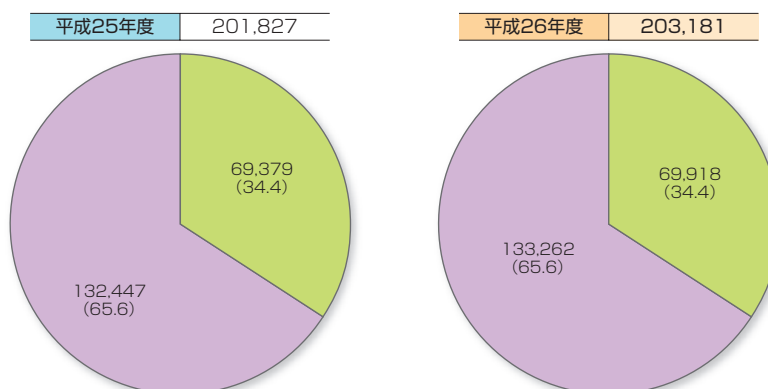
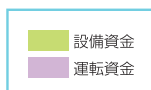
■債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
当金庫預金積金	1	1
不動産	118	99
その他	0	0
計	119	101
信用保証協会・信用保険	31	28
信用	821	831
合計	972	961

■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)



■貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	平成25年度			平成26年度		
	貸出先数	貸出金残高	残高構成比	貸出先数	貸出金残高	残高構成比
製造業	332	11,013	5.45	317	11,239	5.53
農業、林業	98	1,026	0.50	105	1,182	0.58
漁業	14	250	0.12	14	281	0.13
鉱業、採石業、砂利採取業	17	706	0.34	15	660	0.32
建設業	977	20,239	10.02	957	20,878	10.27
電気・ガス・熱供給・水道業	11	2,311	1.14	15	2,956	1.45
情報通信業	11	99	0.04	9	72	0.03
運輸業、郵便業	136	4,733	2.34	138	4,297	2.11
卸売業、小売業	819	20,334	10.07	793	21,838	10.74
金融業、保険業	32	13,929	6.90	31	13,870	6.82
不動産業	598	29,185	14.46	583	28,102	13.83
物品賃貸業	26	1,513	0.74	23	1,427	0.70
学術研究、専門・技術サービス業	94	1,139	0.56	92	1,222	0.60
宿泊業	36	2,538	1.25	34	2,368	1.16
飲食業	338	3,164	1.56	319	2,694	1.32
生活関連サービス業、娯楽業	216	5,436	2.69	217	5,151	2.53
教育、学習支援業	20	399	0.19	21	477	0.23
医療、福祉	167	8,058	3.99	172	8,352	4.11
その他のサービス	281	5,410	2.68	282	5,505	2.70
小計	4,223	131,492	65.15	4,137	132,580	65.25
国・地方公共団体等	22	42,813	21.21	20	43,426	21.37
個人	14,442	27,521	13.63	14,153	27,173	13.37
合計	18,687	201,827	100.00	18,310	203,181	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	532	612	—	532	612
	平成26年度	612	578	—	612	578
個別貸倒引当金	平成25年度	2,089	2,100	155	1,933	2,100
	平成26年度	2,100	2,363	371	1,728	2,363
合計	平成25年度	2,621	2,713	155	2,465	2,713
	平成26年度	2,713	2,942	371	2,341	2,942

■貸出金償却

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額	15,358	—

資料編

資料編：貸出金等に関する指標・有価証券に関する指標

■ 預貸率

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
貸出金(A)	201,827	203,181
預金積金(B)	453,905	460,749
預貸率(%)	期末(A/B)	44.46
	期中平均	41.65

■ 運用に係るポートフォリオの概要

(単位：百万円、%)

	平成25年度		平成26年度	
	残高	残高構成比	残高	残高構成比
預け金(無利息分を除く)	104,940	21.5	114,786	23.1
有価証券	179,002	36.7	176,532	35.6
貸出金	201,827	41.4	203,181	40.9
その他	1,347	0.2	1,347	0.2
合計	487,116	100.0	495,847	100.0

■ 新規融資への取組み状況

地域経済発展に貢献するために、課題解決型金融の強化によりお客さまの満足度向上を図るとともに、新たな資金需要を生み出し貸出金を増加させていくことが、当金庫の重要課題の一つであると認識しています。これを実現するための具体的施策を年度計画に盛り込み、鋭意実践しています。

こうした貸出金の増加に真摯に取り組んでいくことで、中長期的な預貸率の向上、運用ポートフォリオにおける貸出金割合の上昇を目指しています。

有価証券に関する指標

■ 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

平成25年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	81	1,279	4,072	10,514	3	—	—	15,951
地方債	10,012	14,613	16,330	11,158	9,375	15,641	—	77,132
社債	5,495	25,789	22,194	8,049	7,163	—	—	68,692
株式	—	—	—	—	—	—	785	785
外国証券	1,605	1,807	2,247	3,284	1,589	4,115	—	14,649
その他の証券	—	218	1,072	—	300	—	198	1,790

(単位：百万円)

平成26年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	765	513	2,037	10,637	—	—	—	13,954
地方債	9,094	12,415	15,423	13,407	12,195	14,852	—	77,388
社債	10,188	29,003	15,870	14,757	2,911	—	—	72,731
株式	—	—	—	—	—	—	772	772
外国証券	995	1,104	3,581	2,430	293	2,832	—	11,238
その他の証券	—	170	275	0	—	—	—	446

■ 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
国債	16,295	15,856
地方債	75,635	79,238
社債	67,496	69,205
株式	773	628
外国証券	16,241	13,342
その他の証券	2,584	1,426
合計	179,026	179,698

■ 預証率

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
有価証券(A)	179,002	176,532
預金積金(B)	453,905	460,749
預証率(%)	期末(A/B)	39.43
	期中平均	39.30

有価証券等の取得価額、時価および評価損益

1 有価証券

① 売買目的有価証券

該当取引はございません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を 超えるもの	地 方 債	39,673	40,587	914	42,804	44,379	1,574
	社 債	1,488	1,630	141	1,499	1,652	153
	そ の 他	9,499	10,461	961	8,427	9,410	982
	小 計	50,661	52,678	2,017	52,731	55,442	2,710
時価が貸借対照表 計上額を 超えないもの	地 方 債	8,208	8,158	△ 50	787	787	△ 0
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	2,810	2,553	△ 256	1,308	1,216	△ 91
	小 計	11,018	10,711	△ 307	2,095	2,003	△ 91
合 計		61,680	63,390	1,710	54,827	57,446	2,619

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「⑤時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

④ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	605	342	262	597	204	393
	債 券	104,548	102,349	2,198	107,338	105,293	2,044
	国 債	12,444	12,298	146	13,954	13,746	208
	地 方 債	28,411	27,403	1,007	28,661	27,785	876
	社 債	63,692	62,647	1,044	64,721	63,761	960
	そ の 他	1,926	1,864	61	537	500	37
	小 計	107,081	104,557	2,523	108,474	105,997	2,476
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	54	55	△ 0	32	33	△ 0
	債 券	7,857	7,955	△ 97	11,644	11,695	△ 50
	国 債	3,506	3,507	△ 1	—	—	—
	地 方 債	839	841	△ 1	5,134	5,154	△ 20
	社 債	3,512	3,606	△ 94	6,510	6,540	△ 30
	そ の 他	1,976	2,100	△ 123	1,241	1,299	△ 58
	小 計	9,888	10,110	△ 222	12,918	13,027	△ 109
合 計		116,969	114,668	2,301	121,392	119,025	2,366

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

⑤ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

内 容	貸借対照表計上額	
	平成25年度	平成26年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	30	30
非 上 場 株 式	95	111
組 合 出 資 金	226	170
合 計	352	312

資料編

2 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

該当取引はございません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当取引はございません。

③ その他の金銭の信託

該当取引はございません。

役職員の報酬体系

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	165

(注)1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」138百万円、「退職慰労金」26百万円となっております。「賞与」は該当ありません。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況について

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫における自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	北見信用金庫
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 に 算 入 さ れ た 額	1,233 百万円

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	39,733		40,836	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,240		1,233	
うち、利益剰余金の額	38,555		39,664	
うち、外部流出予定額(△)	62		61	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	612		578	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	612		578	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	40,346		41,414	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	42	10	43
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	42	10	43
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—	11	—
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	40,346		41,403	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	160,348		162,618	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 9,951		△ 9,850	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	42		43	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,994		△ 9,894	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,249		13,021	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	173,597		175,640	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	23.24%		23.57%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

資料編

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本額は国内基準の自己資本比率4%を確保するための所要自己資本の額を大きく上回っており、またそのほとんどが利益の積立により構成されていることから、経営の健全性、安全性を十分に保っていると評価しております。また、将来についても業務活動を通じた利益の積上げによる自己資本の一層の充実を図っていきます。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	160,348	6,413	162,618	6,504
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	170,296	6,811	172,469	6,898
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	258	10	245	9
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	6	0	6	0
地方三公社向け	208	8	149	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	26,891	1,075	27,949	1,117
法人等向け	72,377	2,895	75,485	3,019
中小企業等向け及び個人向け	26,598	1,063	26,338	1,053
抵当権付住宅ローン	3,429	137	3,175	127
不動産取得等事業向け	10,654	426	10,212	408
3ヵ月以上延滞等	356	14	328	13
取立未済手形	19	0	16	0
信用保証協会等による保証付	1,229	49	1,328	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,150	46	429	17
出資等のエクスポージャー	1,150	46	429	17
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	27,113	1,084	26,805	1,072
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	16,657	666	16,657	666
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,347	53	1,347	53
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,089	83	1,744	69
上記以外のエクスポージャー	7,020	280	7,056	282
② 証券化エクスポージャー	1	0	0	0
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	1	0	0	0
(うち再証券化)	—	—	—	—
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	42	1	44	1
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 9,994	△ 399	△ 9,894	△ 395
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1	0	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	13,249	529	13,021	520
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	173,597	6,943	175,640	7,025

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最も重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く従業員の理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度に基づく厳格な自己査定を実施しております。また、与信金額や予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク計量化システムによる信用リスク計測の高度化を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、営業店及び審査部で自己査定を行い、監査部門の監査を受けたうえで、理事会に報告する態勢となっております。

貸倒引当金は、「資産自己査定規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受

けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用するカントリー・リスク・スコア及び適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に際し、カントリー・リスク・スコア又は適格格付機関が付与する格付を選択使用できる場合には、カントリー・リスク・スコアを使用いたします。また、エクスポージャーの種類ごとの使い分けは行っておりません。使用するカントリー・リスク・スコア及び適格格付機関については、以下のとおりです。

① カントリー・リスク・スコア

経済協力開発機構(OECD)

② 適格格付機関

●国内向けエクスポージャーについては、格付投資情報センター、日本格付研究所。ただし、前記適格格付機関の格付がない場合のみスタンダードアンドプアーズ、ムーディーズを使用いたします。

●国外向けエクスポージャーについては、スタンダードアンドプアーズ、ムーディーズを使用いたします。

●信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
		平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
		2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014	2013	2014
国 内		495,559	506,873	214,211	215,432	160,058	162,452	—	—	867	952
国 外		14,751	11,315	—	—	14,751	11,315	—	—	—	—
地 域 別 合 計		510,310	518,189	214,211	215,432	174,809	173,768	—	—	867	952
製 造 業		24,967	24,820	11,321	11,507	13,374	13,143	—	—	71	37
農 業、林 業		1,383	1,551	1,383	1,551	—	—	—	—	—	—
漁 業		481	499	481	499	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		707	661	707	661	—	—	—	—	—	—
建設業		24,063	24,307	21,086	21,739	2,976	2,568	—	—	158	200
電気・ガス・熱供給・水道業		8,028	8,653	2,312	2,956	5,716	5,697	—	—	—	—
情報通信業		2,101	2,042	100	72	1,937	1,929	—	—	7	7
運輸業、郵便業		6,534	6,351	4,779	4,345	1,694	2,005	—	—	12	17
卸売業、小売業		22,650	24,237	20,645	22,202	1,961	2,019	—	—	58	92
金融業、保険業		150,836	158,439	14,001	13,934	29,985	27,846	—	—	—	155
不動産業		32,263	31,140	29,924	28,880	2,420	2,210	—	—	188	181
物品賃貸業		1,521	1,434	1,521	1,434	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,239	1,290	1,239	1,290	—	—	—	—	—	—
宿泊業		2,558	2,386	2,553	2,381	—	—	—	—	137	130
飲食業		3,432	2,947	3,432	2,947	—	—	—	—	17	26
生活関連サービス業、娯楽業		5,700	5,383	5,700	5,383	—	—	—	—	74	43
教育、学習支援業		410	483	410	483	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		8,447	8,732	8,447	8,732	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業		11,368	11,297	5,925	6,035	5,355	5,174	—	—	73	12
国・地方公共団体等		152,278	154,726	42,815	43,433	109,386	111,173	—	—	—	—
個 人		23,962	23,562	23,962	23,562	—	—	—	—	66	47
そ の 他		25,275	23,239	11,459	11,394	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		510,310	518,189	214,211	215,432	174,809	173,768	—	—	867	952
1 年 以 下		108,648	108,882	31,392	34,878	15,082	18,904	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		82,756	93,274	5,524	4,364	40,203	39,227	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		62,992	54,881	19,861	20,599	40,908	32,073	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		44,063	49,454	14,340	12,226	29,019	36,727	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		60,804	58,957	48,114	48,733	12,390	10,224	—	—	—	—
10 年 超		119,988	119,172	82,783	82,561	37,205	36,611	—	—	—	—
期間の定めのないもの		31,057	33,564	12,194	12,068	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		510,310	518,189	214,211	215,432	174,809	173,768	—	—	867	952

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な

投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、現金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

36ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
製造業	326	323	323	317	2	0	323	322	323	317	15	—
農業、林業	17	3	3	5	3	—	13	3	3	5	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	286	541	541	463	32	300	253	241	541	463	—	6
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	7	7	7	—	—	7	7	7	7	—	—
運輸業、郵便業	15	11	11	9	—	—	15	11	11	9	—	—
卸売業、小売業	750	672	672	685	24	—	725	672	672	685	—	—
金融業、保険業	160	155	155	152	—	—	160	155	155	152	—	—
不動産業	114	117	117	96	4	—	109	117	117	96	—	—
物品賃貸業	3	2	2	0	—	—	3	2	2	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	5	—	—	—	3	—	2	—	—	—	—	—
宿泊業	151	84	84	523	63	3	88	80	84	523	—	—
飲食業	20	30	30	29	—	—	20	30	30	29	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	19	20	20	17	2	0	17	19	20	17	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	111	65	65	6	—	55	111	10	65	6	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	98	64	64	47	18	10	80	53	64	47	0	—
合計	2,089	2,100	2,100	2,363	155	371	1,933	1,728	2,100	2,363	15	6

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております。

資料編

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	179,442	—	180,017
10%	—	12,126	—	13,118
20%	3,842	137,313	3,834	142,705
35%	—	10,057	—	9,286
50%	36,785	606	36,483	653
75%	—	34,921	—	34,034
100%	3,272	90,937	3,569	93,664
150%	—	167	—	123
250%	—	835	—	697
1,250%	—	—	—	0
その他	—	—	—	—
合 計	510,310		518,189	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、取引先によっては、不動産等の担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な適格担保には、自金庫預金・積金があり、担保に関する手続については、「事務取扱要領」や「担保評価要領」等に基づき、適切な事務取扱い

並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「地方公共団体保証」のほか、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「一般社団法人しんきん保証基金」付保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,354	4,232	31,922	34,034	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、「金庫業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」をいい、当金庫では、①事務リスク、②システム・リスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスク、の6類型に分類しリスク管理を推進しております。

これらのオペレーショナル・リスクの管理を行うに際して、当金庫では基本的な事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、重要なリスクの認識・評価・コントロール・モニタリングのための効果的な体制を整備すること、リスクの顕在化に備え定期的な管理状況の報告態勢・緊急時態勢を整備することなどを基本原則として、金庫のオペレーショナル・リスク管理の高度化に向けた取組みを推進しております。

当金庫では、オペレーショナル・リスク管理全般を統括する部署として事務部が担当し、あらゆる業務においてオペレーショナ

ル・リスクが発生する可能性があることを理解するとともに、オペレーショナル・リスクを軽減することの重要性を認識し、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備を行っております。

組織面では、経営陣による関与を強化するとともに統括部署である事務部が各業務所管部及び営業店のリスク管理状況を定期的に管理・監督することにより、リスク管理の実効性と内部けん制の確保に努めております。

また、リスク管理状況については、経営陣への迅速かつ網羅的な報告及びリスク顕在化の要因分析による再発防止に向けた取組みを推進しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は、基礎的手法を採用しております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、有価証券投資として保有している投資信託の中に、ごく一部派生商品取引が存在していますが、有価証券にかかる投

資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定されており、市場リスク及び信用リスク双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位: 百万円)

	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果の勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する 前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した 後の与信相当額	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
①派生商品取引合計	14	—	14	—
(i) 外国為替関連取引	3	—	3	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	11	—	11	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	14	—	14	—

担保の種類別の額	平成25年度		平成26年度	
	債	券	債	券
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

●証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫では、投資家としてのみ証券化取引を行っております。当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスク等が内包されております。これらのリスクについては、市場動向、時価評価、格付機関による格付情報等把握するとともに、必要に応じて金利調整委員会に諮り適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品の取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券等運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しています。

(4) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、前記信用リスクに関する事項(2)②のとおりで。

●証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

(2) 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1	—	0	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—
(iv) その他	1	—	0	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成25年度		平成26年度		平成25年度		平成26年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	1	—	—	—	0	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	0	—	—	—	0	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iv) その他	—	—	0	—	—	—	0	—
合 計	1	—	0	—	0	—	0	—

(注) 1. 所要自己資本の額はエクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 「1,250%」欄の(i)～(iv)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

資料編

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 該当ありません。

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資の非上場株式、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想最大損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するなど適切なリスク管理に努めております。

子会社・関連会社株式、政策投資の非上場株式、投資事業組合への出資金等に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用基

準」及び「資産自己査定規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況を適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,181	1,181	704	704
非 上 場 株 式 等	1,699	—	1,488	—

(注)投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含まれています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
売 却 益	151	269
売 却 損	3	3
償 却	0	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
評 価 損 益	262	393

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
評 価 損 益	—	—

●金利リスクに関する事項

金利リスクとは金利の変動に伴い、資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）の価値が変動し損失を被るリスク、収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当金庫では常勤理事及び本部長によって構成される「金利調整委員会」を設置しており、金利リスク量の算出や期間収益シミュレーションによる収益の影響度を月次で分析評価し、リスクコン

ロールを協議検討しております。

また、「金利調整委員会」の下部組織として「ALM小委員会」を設置、リスク管理手法の向上に努めております。

銀行勘定の金利リスク量はコア預金を考慮のうえ、パーセンタイル値を金利ショック幅としてGPS方式により算出しております。

●金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成25年度	平成26年度		平成25年度	平成26年度
貸 出 金	871	707	定 期 性 預 金	44	34
有 価 証 券 等	1,300	1,313	要 求 払 預 金	130	136
預 け 金	12	15	そ の 他	－	－
コ ー ル コ ー ン 等	－	－	調達勘定合計	175	171
そ の 他	－	－			
運用勘定合計	2,183	2,036			
銀行勘定の金利リスク	2,008	1,865			

(注)1.金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。

当金庫では、保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセ

ンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される金利ショック時の現在価値を求め、平常時の現在価値との差額を銀行勘定の金利リスクとして算出しております。
2.金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を差し引いて算定しております。

資料編(連結)

平成26年度連結事業概況

主要勘定の増減については、子会社の資産・売上等の規模は、当金庫に比べて極めて小さいため、ほとんどの計数は当金庫の計数動向と一致しております。

従いまして、連結の事業概況等につきましても単体での事業概況のほか、各種開示計数と同様の概況・経緯であります。

連結財務諸表 北見信用金庫と子会社北信ビジネス株式会社および北信サポート株式会社との連結会計報告です。

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	平成25年度	平成26年度
現金及び預け金	109,316	118,724
買入手形及びコールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	178,972	176,502
貸出金	201,827	203,181
外国為替	—	—
その他の資産	2,377	2,323
有形固定資産	6,885	6,962
建物	4,170	4,559
土地	1,665	1,640
建設仮勘定	518	—
その他の有形固定資産	530	762
無形固定資産	59	75
ソフトウェア	44	61
その他の無形固定資産	14	14
退職給付に係る資産	—	0
繰延税金資産	153	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	972	961
貸倒引当金	△ 2,713	△ 2,942
資産の部合計	497,851	505,790

負債の部	平成25年度	平成26年度
預金積金	453,863	460,704
譲渡性預金	—	—
借入金	—	—
売渡手形及びコールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他の負債	1,280	1,189
賞与引当金	—	—
役員賞与引当金	—	—
退職給付に係る負債	15	—
役員退職慰労引当金	136	164
睡眠預金払戻損失引当金	59	52
偶発損失引当金	71	68
繰延税金負債	—	10
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	972	961
負債の部合計	456,398	463,153
純資産の部		
出資金	1,240	1,233
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	38,560	39,670
処分未済持分	△ —	△ —
自己優先出資	△ —	△ —
自己優先出資申込証拠金	—	—
会費勘定合計	39,801	40,903
その他有価証券評価差額金	1,651	1,733
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	1,651	1,733
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	41,452	42,637
負債及び純資産の部合計	497,851	505,790

■連結損益計算書

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度
経常収益	7,487,638	7,656,662
資金運用収益	6,389,675	6,073,426
貸出金利息	3,899,339	3,756,287
預け金利息	301,079	294,968
有価証券利息配当金	2,148,754	1,981,731
その他の受入利息	40,502	40,438
役務取引等収益	726,697	723,511
その他の業務収益	165,268	546,794
その他経常収益	205,997	312,929
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	8,399	8,793
その他の経常収益	197,597	304,136
経常費用	5,588,483	5,920,579
資金調達費用	238,331	196,581
預金利息	224,719	187,743
給付補填備金繰入額	13,062	8,325
借入金利息	—	—
その他の支払利息	549	512
役務取引等費用	300,085	305,853
その他業務費用	88,355	79,453
経常費用	4,654,026	4,691,108
その他経常費用	307,685	647,581
貸倒引当金繰入額	247,259	600,846
その他の経常費用	60,425	46,734
経常利益	1,899,155	1,736,083
特別利益	44,471	133,200
固定資産処分益	5,678	—
その他の特別利益	38,793	133,200
特別損失	61,795	145,420
固定資産処分損失	61,795	145,420
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	1,881,831	1,723,862
法人税、住民税及び事業税	486,654	410,133
法人税等調整額	18,789	142,590
法人税等合計	505,443	552,723
少数株主損益調整前当期純利益	1,376,387	1,171,139
少数株主利益	—	—
当期純利益	1,376,387	1,171,139

■連結剰余金計算書

(単位：千円)

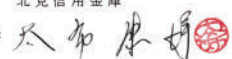
	平成25年度	平成26年度
資本剰余金の部		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
利益剰余金の部		
利益剰余金期首残高	37,246,692	38,560,987
利益剰余金増加高	1,376,387	1,171,139
当期純利益	1,376,387	1,171,139
利益剰余金減少高	62,092	62,017
配当金	62,092	62,017
利益剰余金期末残高	38,560,987	39,670,110

平成26年度における連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書（以下、「連結財務諸表」という。）の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年6月17日

北見信用金庫

理事長



資料編(連結)

連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
 ① 連結される子会社及び子法人等 2社
 北信ビジネス株式会社
 北信サポート株式会社
 ② 非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
 ② 持分法適用の関連法人等
 該当ありません。
 ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
 ④ 持分法非適用の関連法人等
- (3) 該当ありません。
 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
 3月末日 北信ビジネス株式会社
 3月末日 北信サポート株式会社
 ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
- (4) のれんの償却に関する事項
 該当ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。また、連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 3. 出資1口当たりの純資産額1,728円47銭
 4. 金融商品の時価等に関する事項
 平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額については(注3)参照。
 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額については(注4)参照。
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預け金(*1)	118,724	118,976	252
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	54,827	57,446	2,619
その他有価証券	121,392	121,392	—
(3)貸出金(*1)	203,181		
貸倒引当金(*2)	△2,932		
	200,248	203,576	3,327
金融資産計	495,192	501,391	6,199
(1)預金積金(*1)	460,704	460,631	△73
金融負債計	460,704	460,631	△73

(*)1)現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
 (注2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
 自金庫保証付私募債は、対応する残存年数の国債利回りを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値を求め、貸倒引当金相当額を控除して算出してあります。
 なお、保有目的のこの有価証券に関する注記事項については33ページの27.から28.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)
 ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた価値

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(スワップレート)を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	111
組合出資金(*2)	170
合 計	282

(*)1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてありません。

(*)2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてありません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	
預け金	42,800	51,450	500	—	
有価証券					
満期保有目的の債券	7,775	15,074	14,291	17,685	
その他有価証券のうち満期があるもの	13,269	64,874	42,341	—	
貸出金(*)	57,741	56,822	38,398	27,653	
合 計	121,585	188,221	95,531	45,338	

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	172,100	72,942	—	51
合 計	172,100	72,942	—	51

(*)預金積金のうち、期間の定めがないもの(要求払預金)は含めておりません。

5. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

「退職給付に係る資産」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)

年金資産の額 1,549,255百万円
 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,738,229百万円
 差引額 △188,974百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成26年3月31日現在)
 0.4035%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金59百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

6. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,657百万円
年金資産(時価)	1,661
未積立退職給付債務	4
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	△24
未認識過去勤務債務(債務の減額)	20
連結貸借対照表計上額の純額	0
退職給付に係る資産	0
退職給付に係る負債	—

※その他の注記項目で連結と単体が同じ内容のものは記載を省略しています。

連結損益計算書に関する注記

- 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たり当期純利益金額47円34銭

連結剰余金計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結リスク管理債権

連結対象の子会社には貸出債権がありませんので、当金庫単体の数字が連結の不良債権等の状況になります。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	8,546	7,791	7,871	7,487	7,656
連結経常利益	2,023	1,439	1,654	1,899	1,736
連結当期純利益	1,324	911	974	1,376	1,171
連結純資産額	37,779	38,535	40,407	41,452	42,637
連結総資産額	480,287	491,563	496,070	497,851	505,790
連結自己資本比率(%)	23.60	23.53	23.23	23.24	23.58

(注)「貸倒引当金戻入益」、「償却債権取立益」及び「その他の特別利益」のうち引当金戻入益に係るものは、従来「特別利益」に計上していましたが、平成23年度より「経常収益」に計上しているため、平成22年度より当該変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

役職員の報酬体系について(連結)

<報酬体系について>

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	165

(注)1.対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

- 2.上記の内訳は、「基本報酬」138百万円、「退職慰労金」26百万円となっております。「賞与」は該当ありません。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、平成26年度においては、該当する会社はありませんでした。
3.「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4.平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けける者はいませんでした。

資料編(連結)

自己資本の充実の状況について(連結)

●自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円、%)

項 目	平成25年度	経過措置による 不算入額	平成26年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	39,739		40,841	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,240		1,233	
うち、利益剰余金の額	38,560		39,670	
うち、外部流出予定額(△)	62		61	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	612		578	
うち、一般償却引当金コア資本算入額	612		578	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	40,352		41,420	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	42	10	43
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	—	42	10	43
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—	11	—
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	40,352		41,409	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	160,318		162,589	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△9,951		△9,850	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額	42		43	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△9,994		△9,894	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,247		13,017	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	173,565		175,606	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	23.24%		23.58%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

●その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
① 繰進的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	160,318	6,412	162,589	6,503
現金	170,266	6,810	172,439	6,897
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	258	10	245	9
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	6	0	6	0
地方一公社向け	208	8	149	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	26,891	1,075	27,949	1,117
法人等向け	72,377	2,895	75,485	3,019
中小企業等向け及び個人向け	26,598	1,063	26,338	1,053
抵当権付住宅ローン	3,429	137	3,175	127
不動産取得等事業向け	10,654	426	10,212	408
3ヵ月以上延滞等	356	14	328	13
取立未済手形	19	0	16	0
信用保証協会等による保証付	1,229	49	1,328	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,120	44	399	15
出資等のエクスポージャー	1,120	44	399	15
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	27,113	1,084	26,806	1,072
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	16,657	666	16,657	666
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,347	53	1,347	53
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,089	83	1,745	69
上記以外のエクスポージャー	7,020	280	7,056	282
② 証券化エクスポージャー	1	0	0	0
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	1	0	0	0
(うち再証券化)	—	—	—	—
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	42	1	44	1
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△9,994	△399	△9,894	△395
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1	0	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	13,247	529	13,017	520
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	173,565	6,942	175,606	7,024

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

■地域別・業種別・残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分		信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
地域区分 業種区分 期間区分	内 外 域 別 合 計	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
		495,529	506,843	214,211	215,432	160,058	162,452	—	—	867	952
国	内	14,751	11,315	—	—	14,751	11,315	—	—	—	—
国	外	510,280	518,159	214,211	215,432	174,809	173,768	—	—	867	952
地	域	24,967	24,820	11,321	11,507	13,374	13,143	—	—	71	37
製	造	1,383	1,551	1,383	1,551	—	—	—	—	—	—
農	業	481	499	481	499	—	—	—	—	—	—
漁	業	707	661	707	661	—	—	—	—	—	—
鉱	業	24,063	24,307	21,086	21,739	2,976	2,568	—	—	158	200
建	設	8,028	8,653	2,312	2,956	5,716	5,697	—	—	—	—
電	気・ガ	2,101	2,042	100	72	1,937	1,929	—	—	7	7
気	ス・熱	6,534	6,351	4,779	4,345	1,694	2,005	—	—	12	17
通	信	22,650	24,237	20,645	22,202	1,961	2,019	—	—	58	92
輸	送	150,836	158,439	14,001	13,934	29,985	27,846	—	—	—	155
卸	売	32,263	31,140	29,924	28,880	2,420	2,210	—	—	188	181
金	融	1,521	1,434	1,521	1,434	—	—	—	—	—	—
不	動	1,239	1,290	1,239	1,290	—	—	—	—	—	—
物	品	2,558	2,386	2,553	2,381	—	—	—	—	137	130
学	術	3,432	2,947	3,432	2,947	—	—	—	—	17	26
術	研	5,700	5,383	5,700	5,383	—	—	—	—	74	43
究	専	410	483	410	483	—	—	—	—	—	—
門	技	8,447	8,732	8,447	8,732	—	—	—	—	—	—
サ	ー	11,338	11,267	5,925	6,035	5,355	5,174	—	—	73	12
ー	ビ	152,278	154,726	42,815	43,433	109,386	111,173	—	—	—	—
ス	等	23,962	23,562	23,962	23,562	—	—	—	—	66	47
個	人	25,275	23,239	11,459	11,394	—	—	—	—	—	—
そ	の	510,280	518,159	214,211	215,432	174,809	173,768	—	—	867	952
の	他	108,648	108,882	31,392	34,878	15,082	18,904	—	—	—	—
業	種	82,756	93,274	5,524	4,364	40,203	39,227	—	—	—	—
種	別	62,992	54,881	19,861	20,599	40,908	32,073	—	—	—	—
別	合	44,063	49,454	14,340	12,226	29,019	36,727	—	—	—	—
以	下	60,804	58,957	48,114	48,733	12,390	10,224	—	—	—	—
1	年	119,988	119,172	82,783	82,561	37,205	36,611	—	—	—	—
年	超	31,027	33,534	12,194	12,068	—	—	—	—	—	—
期	間	510,280	518,159	214,211	215,432	174,809	173,768	—	—	—	—
間	の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
別	合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難

な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的に投資信託、現金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

資料編(連結)

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	179,442	—	180,017
10%	—	12,126	—	13,118
20%	3,842	137,313	3,834	142,705
35%	—	10,057	—	9,286
50%	36,785	606	36,483	653
75%	—	34,921	—	34,034
100%	3,272	90,908	3,569	93,634
150%	—	167	—	123
250%	—	835	—	698
1,250%	—	—	—	0
その他	—	—	—	—
合 計	510,280		518,159	

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限りす。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●証券化エクスポージャーに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,181	1,181	704	704
非 上 場 株 式 等	1,669	—	1,458	—

(注)投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含まれています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

連結における自己資本の充実の状況の定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません。
- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社:2社
連結子会社の名称:北信ビジネス(株)、北信サポート(株)
主要な業務の内容:北見信用金庫の委託を受けて行う業務
- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連

法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当はありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当はありません。

- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当はありません。

以下の事項は連結と単体は同一ですので、単体の内容となります。

自己資本調達手段の概要
 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 信用リスクに関する事項
 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 証券化エクスポージャーに関する事項
 オペレーショナル・リスクに関する事項
 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
 金利リスクに関する事項

事業の種類別セグメント情報

連結子会社が行う事業は、全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

北見信用金庫グループの主要な事業の概要

北見信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心に金融サービスを提供しております。

事業系統図

北見信用金庫

国 内

本店ほか店舗33

子会社: 北信ビジネス株式会社・北信サポート株式会社
 ……北見信金からの委託業務

子会社

北信ビジネス株式会社

●所在地／北見市大通東1丁目2番地1

北見信用金庫本店内 ☎0157-25-1745

●資本金／10,000,000円

●当金庫議決権比率／100%

●設立年月日／昭和61年3月19日

●代表取締役／西野 克実

●主な業務内容／北見信用金庫の委託を受けて行う次の業務

1. 事務処理業務
 - (1) 現金等の整理・精査・集金・搬送
 - (2) 文書等の発送・集配・整理・保管
 - (3) 文書の作成・印刷・製本
 - (4) 物品の調達・管理
 - (5) 現金自動預金支払機の保守・管理
 - (6) 貸金にかかわる物的担保の調査・管理
2. 動産・不動産の保守管理業務
 - (1) 店舗の清掃・保守・管理
 - (2) 駐車場の運営・管理
 - (3) その他の動産・不動産の保守・管理
3. 職員の福利厚生業務

物資の購入・販売・斡旋
4. 事務要員の派遣
5. その他前各号に付帯関連する一切の業務

北信サポート株式会社

●所在地／北見市大通東1丁目2番地1

北見信用金庫本店内 ☎0157-25-1741

●資本金／10,000,000円

●当金庫議決権比率／100%

●設立年月日／平成24年3月23日

●代表取締役／西野 克実

●主な業務内容／北見信用金庫の委託を受けて行う次の業務

1. 事務処理業務
 - (1) 現金等の整理・精査・集金・搬送
 - (2) 文書等の発送・集配・整理および保管
 - (3) 文書の作成・印刷および製本
 - (4) 物品の調達および管理
 - (5) 現金自動預金支払機の保守および管理
 - (6) 事務用品および帳票等の管理
 - (7) 伝票、元帳の保管および営業用頒布品等の管理
 - (8) 預金、貸金、関連業務の端末オペレーションおよび計算業務
 - (9) 貸金にかかわる物的担保の調査および管理
2. 広告又は宣伝にかかる業務
3. 役員に対する教育又は研修にかかる業務
4. 消費者ローンの相談および取次ぎ業務
5. 動産、不動産の保守および管理
 - (1) 店舗の清掃・保守・管理
 - (2) 駐車場の運営および管理
 - (3) その他の動産、不動産の保守および管理
6. 職員の福利厚生業務

物資の購入・販売・斡旋
7. 事務要員の派遣
8. その他前各号に付帯関連する一切の業務

沿革・歩み・当金庫の主な事業の内容

沿革・歩み

昭和 5年 11月 野付牛信用組合設立
初代組合長 荻 丹栄 就任
昭和 6年 1月 組合長 伊谷半次郎 就任
昭和 17年 6月 市制施行により北見信用組合
に改組
昭和 21年 5月 組合長 青木茂重郎 就任
昭和 25年 8月 訓子府支店 開設
9月 留辺蘂支店 開設
昭和 26年 10月 津別支店 開設
10月 信用金庫法の制定により北見
信用金庫に改組
11月 置戸支店 開設
昭和 28年 12月 温根湯支店 開設
昭和 37年 1月 理事長 滝野啓次郎 就任
昭和 38年 5月 理事長 松浦国美 就任
昭和 39年 11月 相内支店 開設
昭和 40年 10月 本店 新築落成
昭和 42年 11月 西支店 開設
昭和 43年 3月 預金量100億円を達成
昭和 44年 11月 東支店 開設
昭和 45年 1月 北海道収納代理金融機関の業
務取扱開始
昭和 46年 12月 日本銀行と当座預金取引開始
昭和 47年 11月 帯広支店 開設
11月 本店営業部 日銀歳入代理店業
務取扱開始
昭和 49年 7月 三輪支店 開設
昭和 50年 10月 釧路支店 開設
昭和 53年 10月 美幌支店 開設
昭和 54年 9月 ことぶき支店 開設
昭和 55年 11月 創立50周年を迎える
昭和 56年 4月 理事長 青木茂 就任
9月 南支店 開設
10月 釧路支店 開設
昭和 57年 10月 しらかば支店 開設
12月 預金量1,000億円を達成
昭和 58年 4月 理事長 小森芳晴 就任
6月 国債の窓口販売開始
12月 北見市役所に初の店舗外ATM
設置
昭和 59年 9月 北光支店 開設

昭和 60年 9月 端野支店 開設
平成 2年 10月 若葉支店 開設
平成 3年 5月 両替商業取引開始
平成 4年 10月 常呂支店 開設
平成 8年 9月 南大通支店 開設
平成 9年 3月 ATMを流通信販系カード会社
に開放
平成 10年 6月 理事長 高橋甫 就任
平成 11年 3月 理事長 加藤則夫 就任
5月 オンラインシステムを自営方式
から北海道信金共同事務セン
ターに移行、運用開始
平成 12年 10月 郵便貯金との ATM相互接続
開始
12月 しんきんゼロネットサービスの
取扱開始
平成 13年 6月 保険募集業務開始
6月 理事長 池田彰 就任
平成 14年 4月 投資信託窓販業務開始
平成 15年 6月 個人向け国債の窓口販売開始
平成 16年 1月 マルチペイメントネットワー
クシステム稼働
平成 17年 1月 インターネットバンキング開始
12月 本店休日営業開始
平成 18年 10月 国立大学法人北見工業大学と
の包括連携協定締結
11月 本店店舗を大通東1丁目2番
地1に新築落成
11月 少子高齢化対策支援事業に対
し店舗所在地の自治体へ総額
5千万円を寄付
11月 生体認証付全自動貸金庫導入
平成 19年 3月 営農資金融資「きたしん・アグ
リサポート」取扱開始
5月 本店ビルが「照明普及賞」受賞
9月 本店ビルが「北海道ニュー
フィス推進賞（北海道知事賞）」
受賞
10月 本店貸金庫の休日取扱開始
10月 本店ビルがグッドデザイン賞受賞

平成 20年 6月 創業資金「きたしん・チャレン
ジサポート」取扱開始
11月 ことぶき支店、改築オープン
平成 21年 2月 本店ビルが北海道赤レンガ建
築賞受賞
3月 紋別信用金庫と合併基本協定
書に調印
10月 第1回北見ハーフマラソン大会
特別協賛
11月 紋別信用金庫と合併、新北見
信用金庫誕生
平成 22年 7月 25年にわたる献血運動推進に
対し「厚生労働大臣表彰」受賞
11月 創立80周年を迎える
平成 23年 3月 独立行政法人 中小企業基盤
整備機構北海道支部と「業務連
携・協力に関する覚書」を締結
6月 理事長 太布康洋 就任
11月 「小さな親切」運動賞受賞
平成 24年 3月 ソーラー・エコローン取扱開始
8月 北見市民会館へ綴帳を寄贈
12月 認定経営革新等支援機関の認
定取得
平成 25年 2月 でんさいネット業務取扱開始
平成 26年 3月 地域密着型金融に関する取組
みへの顕彰受賞
5月 紋別支店 新築移転オープン
7月 日本政策金融公庫と提携し、
「きたしん農業者支援ローン」
取扱開始
9月 北見地区消防組合へ高規格救
急自動車を寄付
12月 日本政策金融公庫と創業支援
等に関する新たな「業務提携・
協力に関する覚書」を締結
平成 27年 3月 北洋銀行と債権流動化に関する
業務提携契約締結

当金庫の主な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行・株式会社日本政策金融公庫等
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。（(14)において同じ。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。））
 - (14) デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
 - (15) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（(14)に掲げる業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。）
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - (3) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (5) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

法令等で定められた開示項目さくいん

単 体（信用金庫法施行規則第132条等における規定）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織	27
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	27
(3) 会計監査人の氏名又は名称	27
(4) 事務所の名称及び所在地	28

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	7
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	7
② 経常利益又は経常損失	7
③ 当期純利益又は当期純損失	7
④ 出資総額及び出資総口数	7
⑤ 純資産額	7
⑥ 総資産額	7
⑦ 預金積金残高	7
⑧ 貸出金残高	7
⑨ 有価証券残高	7
⑩ 単体自己資本比率	7
⑪ 出資に対する配当金	7
⑫ 職員数	7

(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	34
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	34
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	34
エ. 受取利息及び支払利息の増減	34
オ. 総資産経常利益率	34
カ. 総資産当期純利益率	34

② 預金に関する指標

ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	35
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	35

③ 貸出金等に関する指標

ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	35
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	35
エ. 使途別の貸出金残高	36
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	36
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	37

④ 有価証券に関する指標

ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	該当はありません。
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	37
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	37
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	37

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	4
(2) 法令遵守の体制	4
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11～20
(4) 金融ADR制度への対応	5

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	29～33
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	10
② 延滞債権に該当する貸出金	10
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	10
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	10

(3) 金融再生法開示債権

(4) 自己資本の充実の状況

① 自己資本の構成に関する開示事項	40
② 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	40
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	41
ウ. 信用リスクに関する事項	41
エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	43
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	44
キ. オペレーショナル・リスクに関する事項	43
ク. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	45
ケ. 金利リスクに関する事項	45

③ 定量的な開示事項

ア. 自己資本の充実度に関する事項	41
イ. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）	42～43
ウ. 信用リスク削減手法に関する事項	43
エ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	43～44
オ. 証券化エクスポージャーに関する事項	44～45
カ. 出資等エクスポージャーに関する事項	45
キ. 金利リスクに関する事項	45

(5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

① 有価証券	38
② 金銭の信託	39
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当はありません。

(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(7) 貸出金償却の額

(8) 金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

	31
--	----

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

	該当はありません。
--	-----------

連 結（信用金庫法施行規則第133条等における規定）

1. 金庫及びその子会社等の概況	52
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	46～48
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	46～52
4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	48
5. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当はありません。



北見しんきん